福岡県公報

平成19年10月5日 第2735号

目 次

告 示 (第1825号 - 第1846号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事

前届出	(漁 政 課) .	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) .	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) .	2
公共測量の実施	(土木管理課) .	2
公共測量の終了	(土木管理課) .	2
公共測量の実施	(土木管理課) .	3
道路の区域の変更	(道路維持課) .	3
道路の区域の変更	(道路維持課) .	3
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課) .	4
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課) .	4
保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課) .	4
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) .	5
予防接種を行う医師	(健康対策課)	5
予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	6
市の町の区域の設定	(地 方 課) .	6
町の町の区域の設定	(地 方 課) .	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) .	12
市街地再開発組合の定款の変更及び第一種市街地再開発	巻事業の事業	
計画の変更の認可	(都市計画課) .	12
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	12

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治	Щ	課)	12
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置	の許可の	り申記	青	
の概要	(環境	竟保全	(親3	13
開発行為に関する工事の完了	(都市	百十寸	画課)	14
公 告				
農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認	(農業	美振 與	興課)	14
平成19年度福岡県製菓衛生師試験の合格者の発表	(生活	舌衛生	上課)	15
監査委員				
監査結果の公表 (監査委	員事務周	司総 矛	务課)	15
監査結果の公表 (監査委	員事務周	司総 矛	务課)	19
監査結果の公表 (監査委員事	務局監査	5第 -	-課)	22
監査結果の公表 (監査委員事	務局監査	監第 二	二課)	31
公安委員会				
意見募集の結果の公示 (警察	本部駐車	巨対急	〔誤〕	35
雑報				
公立大学法人九州歯科大学平成18年度財務諸表に関す	る公告			
	(学	事	課)	35
公立大学法人福岡女子大学平成18年度財務諸表に関す	る公告			
	(学	事	課)	54
公立大学法人福岡県立大学平成18年度財務諸表に関す	る公告			
	(学	事	課)	72
再揭	•		•	
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則				
(警察	本部駐耳	巨対贫	〔誤〕	89
			•	
告示				
福岡県告示第1825号				
漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号。以下	「令」と	<u> </u>	ō。)	第 5 条第 1 項

の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号。以下「法」という。) 第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成19年10月5日から同年10月19日までの間縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及	及び氏名	±111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	法第113条第1項の申出を
住 所	氏 名	加入区	する漁業協同組合の名称
柳川市大浜町759-1 柳川市大浜町1178 柳川市大浜町934-28	山田市康徳	両開	両開漁業協同組合

福岡県告示第1826号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 - 宗像市冨地原字川ノ坂1793番1及び1793番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市ひかりヶ丘二丁目6番地5

大島 一枝

福岡県告示第1827号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称 (第三工区)

飯塚市川島字久世ヶ浦215番1及び川島1504番1の一部、並びに鯰田字松本2425番

41

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市新立岩5番5号

飯塚市長 齋藤 守史

福岡県告示第1828号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量 (道路地形測量業務委託)

2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域		実	施	期	間	
北九州市門司 南区南東部	可区南部・	小倉北區	区西部・	小倉	 	30日から 16日まで			

福岡県告示第1829号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量 (3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終了	年 月 日	
---------	----	-------	--

田

北九州市八幡西区西部 平成19年7月12日

福岡県告示第1830号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量 (3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実	施	地	域		実	施	期	間	
北九州市老	松区					21日から 16日まで			

福岡県告示第1831号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路種	格の 類	路	線名	变 前後	更 後別	X	間	幅 (メー	しし)	延 (メー	長 トル)
北九州	県	道	新中	延 間	育	ίj	5	生1500番先か:1671番1先ま		15.0 ~ 52.5		230.0

					後	同上	15.0 ~ 59.5	230.0
	飯 塚 生 要 地方道	要桂川線	前	嘉麻市泉河内字笠松607番 1 先から 同市泉河内字笠松463番先 まで	8.5 ~ 18.0	48.0		
		下秋月 ***	後	同上	7.2 ~ 13.3	48.0		

福岡県告示第1832号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道距種	路の 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊前	前県道三毛門	前	豊前市大字久路土1191番 1 先から 同市大字岸井258番 7 先ま で	4.3 ~ 8.2	181.0		
도 60 X	=	ニモロ	後	同上	6.5 ~ 15.7	181.0	
## ÷	典 津	豊津山	前	築上郡築上町大字越路1070 番2先から 同市大字越路1078番先まで	9.2 ~ 12.0	155.3	
豆則	豊前県道権田		後	同上	11.5 ~ 14.0	155.3	

Ç.

福岡県告示第1833号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻牛渡

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字太宰府字普現1464 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1834号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻 牛 渡

1 保安林予定森林の所在場所

大野城市大字瓦田127の1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

十砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

アー主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1835号

保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2の 規定により次のように告示する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川142・153(以上2筆について次の図に示す部分に限る。

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林 務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1836号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条 の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営脇山地区土地改良 (農業用用排水施設整備・農地改良)事業変更計画書の写し	平成19年10月 5 日から 平成19年11月 5 日まで	福岡市早良区役所入部出張所

福岡県告示第1837号

福岡県下各市町村長が予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第3条又は第6条の規定に 基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法 施行令 (昭和23年政令第197号) 第4条第1項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名				
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	小	柳	貴	裕
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	後	藤	元	宏
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	石	村	囯	崇
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	後	藤	多	奉
行橋市南大橋 2 丁目 9 - 11	長部医院	長	部	誠	志

八女市上陽町北川内332	久良木医院	久良	木	孝	晃
糟屋郡宇美町大字宇美10番87号	医療法人みなみ 粕屋南病院	玉	井		収
糟屋郡宇美町大字宇美10番87号	医療法人みなみ 粕屋南病院	池	П	正	知
太宰府市観世音寺 3 丁目12 - 1	秋吉外科医院	秋	吉	建二	郎
柳川市下宮永町523 - 1	長田病院	加	藤	絵身	€子
福津市若木台 1 - 12 - 2	渡辺クリニック	渡	邉		勲
糟屋郡粕屋町大字大隈132 - 1	片井整形外科病院	出	П	伸	治
糟屋郡粕屋町大字大隈132 - 1	片井整形外科病院	中	根	英泽	≢子
北九州市小倉南区葛原本町 1 - 10 - 16	周田医院	周	田	光一	一郎
北九州市小倉南区葛原本町 1 - 6 - 17	K 's クリニック皮ふ科	岩	田	賢	治
北九州市八幡西区医生ヶ丘10 - 30 - 10	尾関内科医院	尾	関	恒	雄
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	永	田		弾
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	齋	藤	信	明
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	鈴	木	宗	幸
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	上	原	浩	文
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	前	Щ	隆	茂
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	近	藤	秀	臣
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	松	本	康二	郎
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	高	畑		靖
糟屋郡志免町大字南里29番 4	とくなが子供クリニック	徳	永	泰	幸
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	井手	= □		博
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	小	Ш		厚
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	田	中	美	紀
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	新月	見	和	彦
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	畠	中	道	己
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	森	島	直	美
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	安	元	佐	和
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	柳	井	文	男
•					

珇

北九州市八幡西区八枝一丁目7番20号	特定医療法人 東筑病院	早	Ш	知	宏
北九州市八幡西区鷹の巣2丁目7番27 号	山本内科クリニック	Щ	本	繁	樹
北九州市小倉北区香春口1-3-5	香春口クリニック	越	智	統	也
北九州市八幡西区木屋瀬 1 丁目12番23 号	医療法人慈恵睦会 八幡慈恵病 院	真	角		正
北九州市八幡東区茶屋町2番8号	医療法人 松島クリニック	松	島	慶	幸
前原市前原中央二丁目 9番35号	医療法人 奥小児科医院	吉	兼	由信	圭子
前原市前原中央二丁目 9番35号	医療法人 奥小児科医院	友	田	靖	子
飯塚市吉原町537	泌尿器科C.U.クリニック	江	本		純
飯塚市吉原町537	泌尿器科C.U.クリニック	多	田		勝
飯塚市勢田1806 - 1	医療法人康和会 介護老人保健 施設和泉の澤	岡		囯	代
飯塚市大字目尾1256 - 14	坂本医院	桑	原	健	介

福岡県告示第1838号

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種に ついて、予防接種法施行令 (昭和23年政令第197号) 第4条第1項の承諾の撤回があっ たので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名		医部	市名	
田川郡川崎町大字川崎2430 - 1	川崎町立病院	熊	谷	穂	積
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	金	地	泰	典
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	岩	城		彰
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	横	Щ	寛	明
糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	宮	Ш		弘

糟屋郡宇美町名神坂1丁目2-1	医療法人社団廣徳会 岡部病院	白	浜	正	文
糟屋郡宇美町大字宇美10 - 87	医療法人みなみ 粕屋南病院	石	野		隆
八女市吉田710 - 2	坂田医院	坂	田	博	美

福岡県告示第1839号

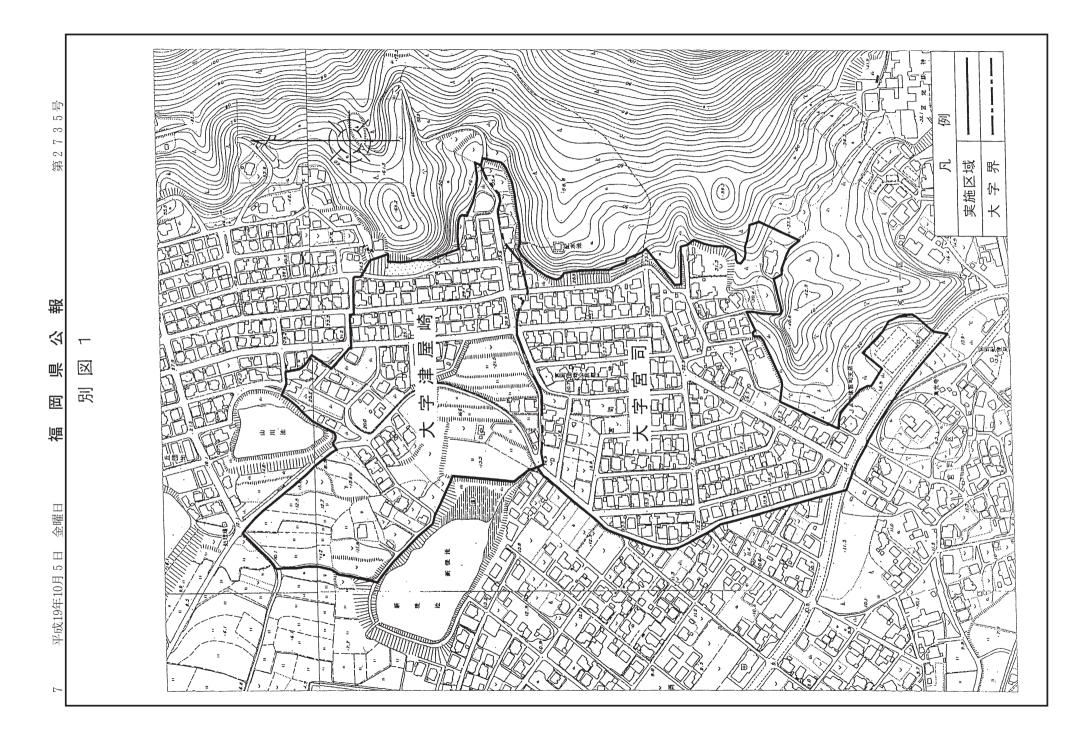
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

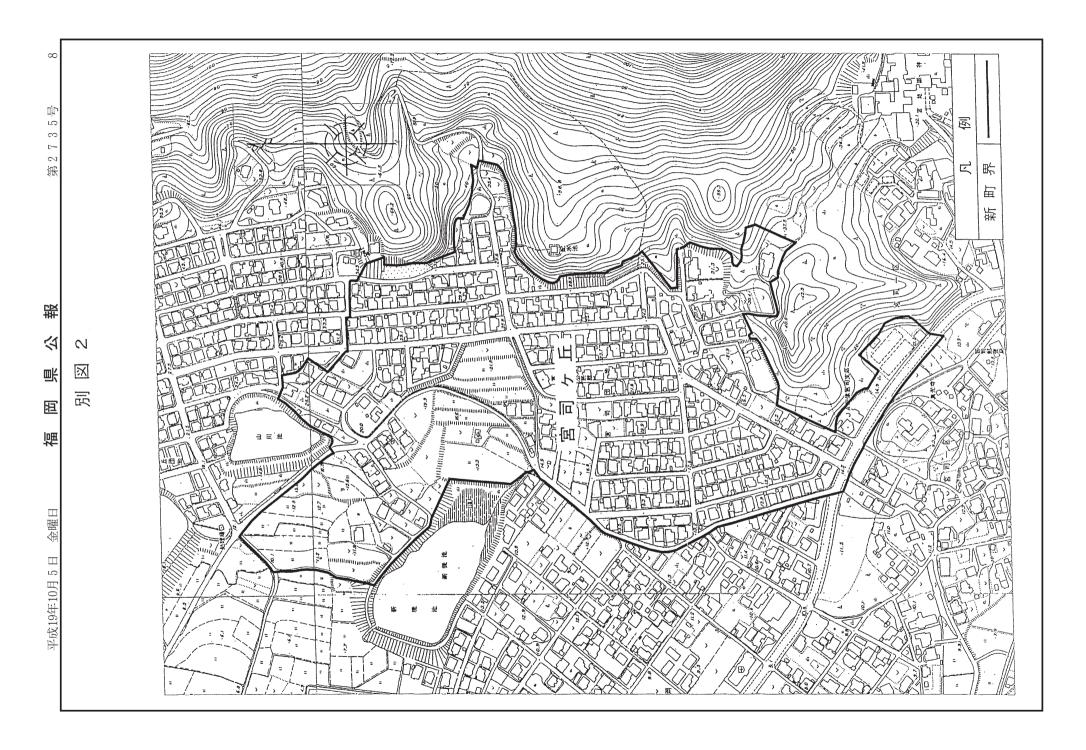
上記処分は、平成19年10月15日から効力を生ずるものとする。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。





Ø

福岡県告示第1840号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定により、那珂川町長から那 珂川町の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成19年10月29日から効力を生ずるものとする。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

5



福岡県告示第1841号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市上岩田字東前牟田495 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市上岩田1236番地2

稲田 繁春

福岡県告示第1842号

都市再開発法 (昭和44年法律第38号) 第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更及び第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

JR久留米駅前第一街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成19年1月から平成23年3月まで

3 施行地区

久留米市中央町1番の全部並びに2番、44-1、44-2及び45-1の各一部並びに 城南町31-2の一部

4 事務所の所在地

久留米市城南町3-12

5 設立認可の年月日

平成18年12月26日

- 6 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成19年10月12日
- 7 定款変更及び事業計画変更の認可の年月日 平成19年9月26日

福岡県告示第1843号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻牛 渡

- 1 申請のあった年月日 平成19年9月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人かざばな

- (2) 代表者の氏名 安部 來佑
- (3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市西区今津4797番地90
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、身体に障がいを持ち支援を必要とする人たちや高齢者に対して、小規模作業所の運営や障害者自立支援法に基づく各種の事業並びに交流拠点の提供など真心のこもった支援活動を行うことにより、障がいを持つ人たちや高齢者の福祉の向上と社会的地位の保持に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1844号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

なお、平成19年9月福岡県告示第1746号は、取り消す。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 4 年11月福岡県告示第1846号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び北九州市役所に 備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1845号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和48年法律第110号) 第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のよ うに告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成19年10月5日から同年10月25日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

住 所 宮若市上有木 1番

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 顯好

2 事業場の名称及び所在地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

所 在 地 京都郡苅田町鳥越町9番2号

3 設置しようとする特定施設に関する事項

		種	Ē		7	類				65に掲げるカ	(昭和46年政会 他設 (酸又は)	,
		能			;	カ				6 個	/日	
I	事	着	手	予	定	年	月	日		平成19年	12月1日	
I	事	完	成	予	定	年	月	日		平成19年	12月30日	
使	用	開	始	予	定	年	月	日		平成20年	1月10日	
使用	用時間	の間	隔及	び1 E	当当た	: !)の	使用印	寺間	8	時~18時連絲	売 10時間/[3
使	用時	間(の 君	≦節	的変	動	の概	要		な	L	
					項		目		通	常	最	大
				水素	トイ	オ	ン濃	度	-	-	13.	.8
				生物化	/学的酸	素要	大量 (mg .	/ l)	-	-	11,5	500
	定施設			化学	的酸素	要求	量 (mg	/ l)	-	-	19,0	000
	におり 定施設			浮词	连 物	質	量 (mg /	/ l)	-	-	50	0
_ の	される 汚染物	犬態の	通		マル 含有:		サン打 (mg.	曲出(/ / /)	-		50)
R(の値及 値	なび最	大	窒素	た 含	有	量 (mg /	/ l)	-	-	50)
	.—			ן נו	ν 含	有	量 (mg /	/ l)	-	-	5	
				大月	易菌	群	数 (個	/ cm³)	-	-	0	
				汚	水		量 (m³ ,	/日)	-		0.2	25

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

	種	類		総合排水処理場
	型	式		生物処理を主とした複合処理方式
	構	造		コンクリート構造及び鋼板構造
主	要	র্	法	35 m × 20 m 25 m × 10 m

汨

愐

能	力				900 m	:/日	
処 理			式	生物	処理を主とし	」た複合処理	 方式
工 事 着 手	予 定 年	月	日		平成19年	12月 1 日	
工 事 完 成	予 定 年	月	日		平成19年	12月30日	
使 用 開 始	予 定 年	月	日		平成20年	1月10日	
使用時間の間隔及	び1日当たりの	使用問	寺間		0 時 ⁻ 24時間	~ 24時 引 / 日	
使用時間の	季節的変動	の概	要		な	U	
	項			処理	里前	処理	里後
		目		通常	最大	通常	最大
>= 1.00 = 10.1014	水素イオ	ン濃	度	6 ~ 10	6 ~ 10	6~8	6~8
汚水等の処理施 設の使用時にお	生物化学的酸素要求	₹量 (mg /	/ l)	26	70	8	10
ける当該汚水等	化学的酸素要求	.量(mg/	/ l)	25	85	12	15
の処理施設によ る処理前及び処	浮遊物質	量(mg/	/ l)	53	65	16	20
理後の汚水等の汚染状態の通常	ノルマルヘキ 物質含有量	サン拍 (mg/		11	25	2	2
の値及び最大の 値	窒素含有	量(mg/	/ l)	14	25	12	15
<u></u>	りん含有	量(mg/	/ l)	5	7	0.8	1
	大腸菌群	数(個/	/ cm³)	-	-	10	100
	汚 水	量(㎡/	/日)	480	600	480	600

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出	される排出水の排水口	総合排水処理	里場の排水口
	項 目	通常	最大
	水素イオン濃度	6 -	- 8
当該排水口にお	生物化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	8	10
ける汚染状態の	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	12	15
通常の値及び最 大の値	浮遊物質量(mg/l)	16	20

ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	2	2
窒 素 含 有 量(mg/l)	12	15
りん含有量(㎏/ℓ)	0.8	1
大腸菌群数個/㎠)	10	100
排 水 水 量(㎡/日)	480	600

福岡県告示第1846号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 京都郡苅田町大字苅田字松浦3787 - 68 (第1工区)
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名 京都郡苅田町富久町1-19-1

苅田町長 吉廣 啓子



公告

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号。以下「法」という。) 第7条第4項 の規定に基づき、農地保有合理化事業の実施に関する規程を承認したので、同条第5項 の規定により次のように公告する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

農地保有合理化事業 を行う者の名称

承認年月日

承認に係る農地保有合理化 事業の種類

15

福岡市農業協同組合 平成19年9月13日 法第4条第2項第1号に規定する事業の うち、農用地等を借り受けて当該農用地 等を貸し付ける事業

公告

平成19年度福岡県製菓衛生師試験 (平成19年9月4日実施) の合格者の受験番号を次のように発表する。

平成19年10月5日

福岡県知事 麻生 渡

| 受験番号 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1 | 14 | 24 | 41 | 51 | 62 | 73 | 88 |
| 2 | 15 | 25 | 42 | 52 | 63 | 74 | 89 |
| 3 | 16 | 27 | 43 | 53 | 64 | 75 | 90 |
| 7 | 17 | 29 | 44 | 55 | 65 | 77 | 93 |
| 8 | 18 | 30 | 45 | 56 | 66 | 78 | 94 |
| 9 | 19 | 31 | 46 | 58 | 67 | 79 | 96 |
| 10 | 21 | 37 | 47 | 59 | 69 | 81 | 97 |
| 11 | 22 | 39 | 48 | 60 | 71 | 83 | 98 |
| 13 | 23 | 40 | 50 | 61 | 72 | 86 | 100 |

監查委員

監査公表第10号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査及び同第5項の規定に基づく随時監査をハートランド平尾台株式会社等8団体及び公園街路課について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文

同 進谷庸助

同 伊藤龍峰

同 森田俊介

第2735号

第1 監査の概要

- 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間
- (1) 監査対象団体

ハートランド平尾台株式会社等 8 団体

(2) 監査対象期間

平成18年度(県が行った財政的援助等の属する年度)

(3) 監査実施期間

延日数16日間 実日数10日間、 平成19年6月26日から平成19年7月11日まで

監查対象団体	監査対象期間	監査実施期間
ハートランド平尾台株式会社	平成18年度	平成19年6月26日から 平成19年6月27日まで
社団法人福 岡 県 樹 芸 組 合 連 合 会	"	平成19年6月26日から 平成19年6月27日まで
福岡県馬術連盟	"	平成19年6月28日から 平成19年6月29日まで
に し て つ グ ル ー プ (代表団体 西鉄グリーン株式会社)	"	平成19年7月3日から 平成19年7月4日まで
安藤造園土木株式会社	"	平成19年7月3日から 平成19年7月4日まで
名 島 グ リ ー ン サ ポ ー ト (代表団体 宗像緑地建設株式会社)	"	平成19年7月5日から 平成19年7月6日まで
J M K ・ 都 市 造 園 グ ル ー プ (代表団体 イオンディライト株式会社九州支社)	"	平成19年7月5日から 平成19年7月6日まで
株式会社西日本新聞イベントサービス	"	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで

2 監査の範囲

県が平成18年度において地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせて いる8団体(以下「指定管理者」という。)について、公の施設の管理に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的 に執行されているかについて実施した。 今回の監査は、

名島グリーンサポート及びJMK・都市造園グループが管理し 当該団体に対する指導監督状況及び公の施設の管理に係る事務 の執行状況を調査するため、地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査を平成19年7月20日に実施した。 また、にしてつグループ、安藤造園土木株式会社、 ている公の施設の所管課である公園街路課について、

指定管理者が管理する公の施設の名称及び管理経費の内容は次表のとおりである。 指定管理者が管理する公の施設の名称及び管理経費の内容 $_{\odot}$

拓宁治祖光	公日 海部 の 名	管理経費の内容
ハートランド平尾台株式会社	福岡県平尾台自然観察センター	平成18年度の施設の管理経費 27,300,000円 (うち県が負担した管理費 27,300,000円)
社団法人福岡県樹芸組合連合会	福岡県緑化センター	平成18年度の施設の管理経費 39,035,000円 (うち県が負担した管理費 39,035,000円)
福岡県馬術連盟	福岡県馬術競技場	平成18年度の施設の管理経費 22,394,295円 (うち県が負担した管理費 15,213,000円) (うち指定管理者の利用料金収入 7,181,295円)
にしてつグループ (代表団体 西鉄グリーン 株式会社)	福岡県営西公園・福岡県営大濠公園	平成18年度の施設の管理経費 221,133,727円 (うち県が負担した管理費 187,016,412円) (うち指定管理者の利用料金収入 34,117,315円)
安藤造園土木株式会社	福岡県営東公園	平成18年度の施設の管理経費 36,199,750円 (うち県が負担した管理費 36,199,750円)
名島グリーンサポート (代表団体 宗像緑地建設 株式会社)	福岡県営名島運動公園	平成18年度の施設の管理経費 46,374,490円 (うち県が負担した管理費 32,497,000円) (うち指定管理者の利用料金収入 13,877,490円)
JMK・都市造園グループ (代表団体 イオンディライト株式会社九州支社)	福岡県営天神中央公園・旧福岡県公会堂貴賓館	平成18年度の施設の管理経費 31,110,945円 (うち県が負担した管理費 31,110,945円)
株式会社西日本新聞イベントサービス	大濠公園能楽堂	平成18年度の施設の管理経費 29,768,328円 (うち県が負担した管理費 10,078,125円) (うち指定管理者の利用料金収入 19,690,203円)

5年

第273

第2 監査の結果

おおむね適正に執行されてい 各監査対象団体及び公園街路課における公の施設の管理に係る出納その他の事務は、 ると認められた。

第3 意見事項

公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するた その目的を達成するため、適正かつ効率的な管理が求められている。 め導入された制度であり、指定管理者には、 指定管理者制度は、

に区分されていないものや、管理業務の一部を第三者に委託する場合に必要な県の承認がないもの等不適切な事例が 施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定に基づき適正かつ効率的に行われているかに 管理業務に係る会計が明確 おおむね適正に執行されていると認められたが、 その結果については、 今回の監査においては、 留意して実施し、 見受けられた。 要因として、指定管理者の報告及び県の指導等に係る事務処理の方法が十分に確立されていなかったことが考えら 779°

実地につい 県においては、指定管理者の自主性を尊重しつつも、必要に応じ、業務又は経理の状況の報告を求め、 て調査し、又は適切な指示をするなど事務処理方法の改善を図る必要がある。 今後、指定管理者制度がその目的に沿って適切に運用され、住民の福祉が増進するよう、公の施設のより適正かつ 効率的な管理が行われることを望むものである。

_

監査公表第11号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健福祉部県立病院課及び柳川病院等2病院並びに企業局(本局)及びその事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文

同 進谷庸助

同 伊藤龍峰

司 森田俊介

5年

第273

第1 監査の概要

監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

平成18年度を監査対象期 平成19年5月16日から平成19年6月22日までの実日数18日間で、次のとおり実施した。 (本局) 及び2事業所に係る定期監査は、 企業局 保健福祉部県立病院課及び2県立病院、 間とし、

なお、柳川病院・嘉穂病院については、廃庁監査を実施した。

	監査対	1 % 機	盟名		監査対象期間	監査実施期間
账	村	帳	院	點	平成18年度	平成19年6月13日から 平成19年6月15日まで
柳	≡		熈	院	II	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで
雌	鲫		톤	院	II	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで
供		₩		呾	П	平成19年6月20日から 平成19年6月22日まで
	关	黑		務 所	II	平成19年5月30日から 平成19年6月1日まで
	扠	H	事務	刑	II	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで

2 監査の主眼

各機関が地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営 されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いた。特に、県立病院課及び2県立病院に 企業局(本局)は、工事(建設・改良・修繕等)について、関係法令等に基づき適正に執 行されているかについて検証した。 ついては、過年度未収金、 今回の監査は、

また、廃庁監査は、債権債務の状況について特に留意して実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況

(2) 財務諸表の内容

資産及び負債並びに資本の状況、損益の状況

第2 監査の結果

次のとおり改善を要するものが認められた。 攪拌機設備取替工事において、既設設備撤去費に係る重量の積算を誤り設計積算が過大となっている。 企業局の工業用水道事業における経営管理及び財務に関する事務は、

設計積算にあたっては、メーカーに同機種の重量を十分に調査するなど適正な積算をすべきであった。

今回の積算誤りは、既存の図面等の設計資料がなかったことにも起因していることから、今後、重要な設備につい ては、既存の設備が廃止されるまでは、図面等の設計資料を適切に管理するとともに、設計内容のチェック体制を強 化する等、工事における設計積算の誤りの防止を強く望むものである。

その他公営企業における経営管理及び財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、病院事業については、4病院が移譲され、太宰府病院のみの経営となったが、今後の病院事業の健全な経営 のために過去の病院事業の運営により生じた過年度未収金並びに累積欠損金及び借入金に関し以下の意見を述べる。

19年3月末における病院事業全体の過年度未収金は51,122千円、累積欠損金は10,622,197千円及び借入金は12,681,255 千円(企業債9,340,944千円、一般会計借入金3,340,311千円)となっている。 医療費の過年度未収金については、公平性の観点からも不納欠損に至らせることがないように、滞納者への督促な どを行い早期に回収するよう一層の努力を望むものである。 また、累積欠損金及び借入金の処理については、今後の病院事業経営の見通しを踏まえた適切な対応を図っていた だきたい。

監査公表第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく定期監査を知事部 局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会 (委員) 事務局について実施したので 、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員	工	藤	壽	文	
同	進	谷	庸	助	
同	伊	藤	龍	峰	
同	森	⊞	俊	介	

第1 監査の概要

監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会(委員)事務局111機関に係る定期監査は、平成18年度を 監査対象期間とし、平成19年6月26日から平成19年8月2日までの実日数25日間で、次のとおり実施した。 なお、旧鉱害課は地域振興課、旧九州国立博物館室は生活文化課、旧国際交流課は国際交流局交流第一課において 監査を実施した。

11日本行头站	部 直 美加 期 间	平成19年7月20日	平成19年7月25日	平成19年7月6日	平成19年7月24日	平成19年7月3日	平成19年7月25日	平成19年7月17日	平成19年7月6日	平成19年7月5日	平成19年6月26日から 平成19年6月29日まで 平成19年7月19日	平成19年7月27日	平成19年7月27日	平成19年7月13日	平成19年7月10日	平成19年7月11日	平成19年7月13日	平成19年7月13日
2000年,1000年,	部 <u>首</u> 刈家期间	平成18年度	"	"	"	ll l	ll .	"	"	ı	ll .	u	ll .	ll .	ll .	u	=	"
		[M]	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	講		業	業	詳	報課	無	- 6	畫	振興課	順部)			轞	(
	逐工工	**-	供						互	₩	ъ У	過	局私学	公 画 崇	無	無		二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
1	は、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これをは、これを	州四	数。	빠	점	務	七	財	情報	冠	事務	事	事振興	上	按	域政	域	域版旧鉱
の	19		政						罛	弦	務	孙 孙	孙 孙	噩				
		松	行	\prec	<u> </u>	税	君	鮰	歐	無	黎	私	私	供	4X	君	型	型

平成19年10月5日

第2735号

監査実施期間	平成19年7月10日	平成19年7月12日	平成19年7月11日	平成19年7月11日	平成19年7月12日	平成19年7月12日	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで	平成19年7月31日から 平成19年8月1日まで	平成19年7月13日	平成19年8月2日	平成19年7月17日	平成19年7月19日	平成19年7月25日	平成19年7月19日から 平成19年7月20日まで	平成19年8月2日	平成19年7月18日	平成19年7月26日	平成19年7月20日	平成19年7月12日	平成19年7月13日
監査対象期間	平成18年度	ll l	ll l	II	II	II	II	II	II	II	II	II	"	II	II	II	II	II	II	II
	點	監	點	ട	點	點	點	ട	監	點	點	監	點	ട	監	點	點	點	點	職
機関名	抽	政	国計画	同 開 発	空 港 整 備	回排账员	孙	福祉	女	超	福祉	紙	沙沙	#1		蜵	援護	麼	第 同 調 整	紙
拉一条	統	中	法	汝		匣	世	柵	۲		畑	女	茄	争	務	硃		硃	科	斑
調	₩	斑		潍	5 社 第	な	健	聯令	畑	栅	[H a	睡	灓	担		KII	昳	押品	•	境
	세III HD	回	长	光	沿	別	昳	回	٣	毗	괃	健	帐	##	舼	爼	H	\(\(\)	人	贈

監査実施期間	平成19年7月11日	平成19年7月10日	平成19年7月12日	平成19年7月12日	平成19年7月13日	平成19年7月13日	平成19年7月25日	平成19年7月24日	平成19年7月23日	平成19年7月20日	平成19年7月31日	平成19年8月1日	平成19年7月27日	平成19年7月18日	平成19年7月11日	平成19年7月10日	平成19年7月10日	平成19年7月12日	平成19年7月13日	平成19年7月12日
監查対象期間	平成18年度	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	噐	噐	監	噐	噐	{k I I	監	噐	監	ട	監	鸓	鸓	監	噐	噐	噐	噐	監	影
き機関名	₩	会推進	対策	빩	境	產	名	7 化 2 博物館室)	#	型 押 回	働 政 策	1 開 開 発	能力開発	交 浴 第 一	策	域経済	平	新 新 光	5 桥 振 興	₩ ₩
松松	米	社	物	架	弛	翝	×	州 国 立	^	心	沘	新雇	業	匠 聚	斑	升	伸	挺 翌	· \times	出
調	境	렒	砯	視	然	浬	汨	当 九	÷	#	9	匣	三	交 旧流 国	Н	داراله	10;	際経	洲	₩
	避	循環	産	飁	Ш	大	₩	生 (旧	HŒ	馬女女	光	光	光	題	迤	極	矮	田	雅	Н

平成19年10月5日

第2735号

監査実施期間	平成19年7月11日	平成19年7月17日	平成19年7月18日	平成19年7月24日	平成19年7月25日	平成19年7月27日	平成19年7月23日	平成19年7月26日	平成19年7月19日	平成19年7月26日	平成19年7月17日から 平成19年7月18日まで	平成19年7月12日	平成19年7月13日	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで	平成19年7月10日から 平成19年7月11日まで	平成19年7月19日から 平成19年7月20日まで	平成19年7月6日	平成19年7月4日	平成19年7月6日	平成19年7月5日
監査対象期間	平成18年度	"	ll	"	ll ll	ll	ll l	"	"	*	ll l	"			ll ll	ıı	"	*	*	
	鵲	點	監	點	監	點	監	監	監	斑	監	監	監	監	監	點	監	點	點	監
部谷	升		歐	煐	刪	術		圃	垂	紫松			刔		歐		酣			#
対象機同	立	政	摋	潔	娯	茶	世	1 ≡	粼	以 良 事	政	∃	퐾	政	振	එ	徊	圃	君	舞
調料	辮		牃	洲	世	≭		犁	君	出			名		祵		K			恕
	④	眽	毗	眽	₩	毗	畑	毗	眽	囲		袒	松	無	¥	無	H	供	町	摦

監査実施期間	平成19年7月4日	平成19年7月5日	平成19年7月3日	平成19年7月3日	平成19年7月4日	平成19年7月3日	平成19年7月6日	平成19年7月18日	平成19年7月19日	平成19年7月18日	平成19年7月20日	平成19年7月19日	平成19年7月18日	平成19年7月20日	平成19年7月17日	平成19年7月17日	平成19年7月18日	平成19年7月26日	平成19年7月25日	平成19年7月27日
監査対象期間	平成18年度	"	"	II	"	"	ll .	II	"	ll .	"	II	ll .	II	ll .	ll	II	"	"	"
	監	轞	點	點	轞	[M]	[M]	轞	點	點	點	轞	點	轞	轞	點	呾	匣	點	
対象機関名	建設	Ш	開発	拠	玩	路対策	建設対策	市管理	画	架	街路	펯	枡	員	舞	設備	事務	事	務	務
祖	恕		Ш			更	幹線	築	 	紙	HUK	岕		枡		紙	松	∢μ		
	捯	戶	河	榖	念	回	兼	護	類	刺	ৠ	۴	世	佳	100	麒	Ħ	轞	3	阻

5 扣

第273

監査実施期間	平成19年7月24日	平成19年7月23日	平成19年7月26日	平成19年7月26日	平成19年 7 月25日	平成19年7月25日	平成19年7月23日	平成19年7月27日	平成19年7月23日	平成19年7月4日	平成19年7月4日	平成19年7月2日から 平成19年7月5日まで	平成19年 7 月24日
監査対象期間	平成18年度	"	"	ll	"	II	II	"	ll .	ll l	II	II	n.
	鸓	(點	點	點	點	點	轞	點	<u></u>	呾	語	呾
紅	難	育 ()				畑	畑	教育	礟	事務	7条		事務
※	米	(教	孙		京	茶	茶	뫂	シ 翻	√ 4		₩	ψþ
屋 対	財	紫	涯	盤		校	務	•	I	桜	КX	際	崧
<u> </u>	名	鰮	<i>"</i>			**	رجيدا	権	₭	 	К Щ		働
	×	4	₩	教	施	恒		\prec	K	~	齟	叠皿	米

2 監査の主眼

る事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施 債権等財務に関す し、特に、県単独補助金の交付事務、警察本部における委託料の支出事務並びに旅費及びその他需用費の支出事務に 物品、 公有財産、 **#** 人件費、契約、 为出、 秘書室等111機関における収入、 今回の監査は、 主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

分担金及び負 担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計の収 県稅、地方消費稅清算金、地方讓与稅、地方特例交付金、地方交付稅、交通安全対策特別交付金、 入事務

平成19年10月5日

(2) 支出

使用料及び賃借料等の支出事務 委託料、 役務費、 需用費、 旅費、 報償費、 質紙

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

賃 (2)

設計・積算及び施工の状況

(6) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(7) 物品

取得、管理及び処分の状況

(8) 債権

債権管理の状況

(9) 補助金

補助金の交付事務

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

(総務部)

私学学事振興局私学振興課

日割計算を誤ったため91,392円が収入過となっている。 私立幼稚園施設整備資金貸付金の利子収入において、

(保健福祉部)

児童家庭課

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて25,003,790円増加している。

監査保護課

生活保護法に係る介護報酬不正請求に伴う返還金において、収入未済額が前年度に比べて924,434円増加して

9

(農政部)

農業経済課

農業改良資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて12,592,672円増加している。

(水産林務部)

漁港課

県営漁港占使用料2,466,320円の収入手続が遅延している。(17件)

平成19年10月5日

第2735号

(建築都市部)

都市計画課

(21件) 食糧費及び負担金の資金前渡において、前渡資金出納簿及び精算書が作成されていない。

(教育庁)

人権・同和教育課

地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて194,979,714円増加している。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第13号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく定期監査を土木部、建築都市部出先機関の福岡土木事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年10月5日

福岡県監査委員	I	藤	壽	文	
同	進	谷	庸	助	
同	伊	藤	龍	峰	
同	森	⊞	俊	介	

第2735号

第1 監査の概要

監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

土木部及び建築都市部の出先機関20機関に係る定期監査は、平成18年度を監査対象期間とし、平成19年5月9日か ら平成19年6月22日までの実日数24日間で、次のとおり実施した。

監査実施期間	平成19年5月9日から 平成19年5月11日まで	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで	平成19年6月6日から 平成19年6月8日まで	平成19年6月4日から 平成19年6月5日まで	平成19年5月9日から 平成19年5月11日まで	平成19年6月12日から 平成19年6月13日まで	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで	平成19年5月16日から 平成19年5月18日まで	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで	平成19年6月20日から 平成19年6月22日まで	平成19年6月13日から 平成19年6月15日まで	平成19年5月23日から 平成19年5月25日まで	平成19年6月21日から 平成19年6月22日まで	平成19年6月14日から 平成19年6月15日まで	平成19年6月4日から 平成19年6月5日まで	平成19年6月12日	平成19年5月30日	平成19年5月31日
監査対象期間	平成18年度	"	"	"	II	"	"	II	"	"	11	ı	=	II	"	II	"	"
	所	所	所	所	监	所	所	监	所	所	所	用	监	所	所	监	所	用
	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	矛务	落	事務
部化	 	₩	 	 	 	 	 	 	 	#	 	#	設事	点画				
黎蘇	K	K	K	K	K	K	K	K	*	K	K	*	K	K	K	建設	製	刺
按料	H	+ *	H	H	H	H	H	H	州	H	H	+	H H	H	H	4	Ä	Ĭ,
唨	担	温	≡	七	縆	原	価	×	九州	Ш	逐	面	— Н	這	磢	7	∃	画
	Iner														61¢	族	ī 7	型曲
	埋	久	柳	垣	行	絙	单		岩	田	領	雅	K	###	116	繼	丑	色

33

金曜日

D €

		阻	以祭	獭	部名			監査対象期間	監査実施期間
扠		田	拠	#fn	務		吊	平成18年度	平成19年5月30日から 平成19年5月31日まで
浜	球	۲	¥	剽	#	務	所	II	平成19年6月19日から 平成19年6月20日まで

2 監査の主眼

特に工事事務及び用地事務の執 債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、 その他需用費の執行状況に主眼をおいた。 効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、 物品、 公有財産、 重要物品の管理及び使用状況並びに旅費、 契約、 支出、人件費、 以入、 併せて経済性、 行状況、

このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

調定時期及び収入状況 土木手数料及び土木受託事業収入等の調定金額、 土木使用料、 土木費負担金、

(2) 支出

使用料及び賃借料等の支出事務 委託料、 役務費、 需用費、 **公際費**、 旅費、 報償費、 賃金

(3) 人件費

給料及び諸手当(扶養手当及び住居手当を除く。)の認定及び支給事務 報酬、

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(9) 物品

品

管理及び処分の状況

取得、

(7) 債権

債権管理状況

事工 (8)

事業計画、設計積算及び竣工検査等の状況

(9) 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。 各監査対象機関における財務に関する事務は、

久留米土木事務所

単価適用世代、設計表示単位及び区画線の長さを誤ったため、積算過大及び積 道路舗装工事の設計積算で、 算過小となっている。 5年

第273

行橋土木事務所

事務引継ぎ等が的確でなかったため、国県道占使用料及び一般海域等占使用料1,272,332円の収入手続きが遅 (4件) 延している。

八女土木事務所

(1件) 掘削土の数量を誤ったため、積算過小となっている。 練石積工事の設計積算で、

飯塚土木事務所

- 国県道占使用料及び河川堤防占使用料1,771,900円の収入手続 占使用料の徴収事務の処理を誤った等のため、 (16件) きが遅延している。
- 河川工事の設計積算で、仮設道路にかかる土量の設計表示単位の誤り及び重建設機械の輸送費を計上しなかっ たため、積算過大及び積算過小となっている。 (1件)
- 河川工事の設計積算で、残土処理の数量及び単価適用世代を誤ったため、積算過大及び積算過小となってい る。 (1件)

那珂土木事務所

- (6件) 建築物確認申請手数料等で166,800円の証紙に消印漏れがある。
- (2件) 物件調査業務委託費の設計積算で、単価適用世代を誤ったため、積算過大となっている。

他は、おおむね適正に執行されていると認められる。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第350号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。)第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(案)」について、平成19年8月9日から同年9月7日までの間、意見公募手続を実施したところ意見は提出されなかったが、規則中表現等を一部整理・訂正したので、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成19年10月5日

福岡県公安委員会

1 表現の整理を行った部分

	福岡県道路交通法施行細則改正試案	表現整理後
上肢機能	1級および2級 (一上肢のみに運動機 能がある場合を除く。)	1級および2級 (一上肢のみに運動機 能 <u>障害</u> がある場合を除く。)
下肢機能	1級から3級までの各級 (一下肢のみに運動機能がある場合を除く。)	1級から3級までの各級 (一下肢のみ に運動機能 <u>障害</u> がある場合を除く。)

2 用語を訂正した部分

福岡県道路交通法施行細則改正試案	訂 正 後
「当該標章を警察署長に」	「当該 <u>許可証</u> を警察署長に」

3 その他

規則中の文書の整理を行った。

- 4 規則の公布日
 - 平成19年9月21日
- 5 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ (http://www.police.pref.fukuoka.jp/) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

雑報

公告

地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第34条第4項の規定に基づき、公立大 学法人九州歯科大学平成18年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成19年10月5日

公立大学法人九州歯科大学 理事長 福田 仁一

第2735号 36		(単位:千円)																		1, 894, 921											809, 950				
福岡県公報	貸借対照表	(平成19年3月31日)			801, 963	146,622	▲ 46, 629 99, 992	220	★ 602 9, 618 821, 635	△ 94, 404 727, 230	19, 894	▲ 4,404 15,490	209, 184	22, 761	1, 886, 242		8,604	75	8, 679			598, 220	2, 196	▲ 1,384 812	117, 111	▲ 7,986 109,125	82, 685	681	18, 402	22	I				
平成19年10月5日 金曜日			資産の部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 固定資産 1 有形固定資産	上	建物	減価償却累計額	構築物法正等計画計略	枫恤慎却 察計領 丁 <u>具器</u> 具備品	減価償却累計額	医療用工具器具備品	減価償却累計額	星	美術品		2 無形固定資産	ソフトウェア	電話加入権	無形固定資産合計	固定資産合計	I 流動資産		未収学生納付金収入	徴収不能引当金	未収附属病院収入	徴収不能引当金	その他の未収入金	たな卸資産	医薬品及び診療材料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	立替金	流動資産合計 資産合計				

第2735号		1, 677, 746		1, 027, 125 2, 704, 872
無	955, 850	721, 896	947, 955	66, 272
点 公 報	906, 380	11, 510 2, 138 13, 651 3, 327 625, 061 4, 184 25, 629 36, 586	947, 955 59, 509 ▲ 46, 612	66, 272 (66, 272)
福岡県	23, 820 592, 294 35, 573 254, 691			1
37 平成19年10月5日 金曜日	負債の部 図定負債 資産見返負債 資産見返補助金等 資産見返補助金等 資産見返補助金等 資産見返納品受贈額 長期リース債務 固定負債合計	海台月文10年頃後 接業料債務 寄附金債務 前受受託研究費 未払金 末払消費税等 項り金 リース債務 流動負債合計 負債合計	 資本の部 I 資本金 地方公共団体出資金 資本利余金 資本利余金 損益外減価償却累計額(▲) 資本利余金 II 利益利余金 III 利益利余金 III 利益利余金 III 利益利余金 III 利益利余金 III 利益利余金	当期未処分利益 (うち当期総利益) 利益剰余金合計 資本合計 負債資本合計

第2735号 38	j H	(単位:十円)	3, 198, 054				3, 263, 792 65, 737	125, 639	126, 174
	月31日)		2, 977, 909 216, 989 3, 155	1, 528, 884 330, 434 57, 604 11, 883 980, 164 3, 388 1, 000 252, 471 15, 867	63, 758	281		120, 612 5, 027	120, 612 5, 56 <u>2</u>
福岡県公報	損 益 計 算 書 F4月1日~平成19年3月31日)	230, 907 198, 279 545, 688 42, 419 2, 316 45, 172	1, 210, 368 702, 758 3, 155		364 12, 753 1, 280 49, 360	252 28 28 8, 050 399 5, 460 4, 145			
平成19年10月5日 金曜日	損 益 (平成18年4月1日	経常費用 業務費 教育経費 研究経費 診療経費 愛許研究支援経費 受託研究費	数員人件費 職員人件費 一般管理費 財務費用 支払利息 経常費用合計	解消切益 運河費交付金人金人 及 大学金人 人学金人 所属场场人 受配头的 受配头的 受配子的 受配子的 是是一个 是一个 是一个 是一个 是一个 是一个 是一个 是一一个 是一个 是一一一个 是一一一一一一一一	資库凡必貝價房人 資産見返運営費交付金等戻入 資産見返補助金等戻入 資産見返寄附金戻入 資産見返寄附金戻入 財務収益 財務収益	文取利応 その他の財務収益 雑益 財産貸付料収益 手数料収益 科学研究費間接経費収入 その他の雑益	経常収益合計経常利益	臨時損失 承継物品費・消耗品費等 その他の臨時損失	臨時利益 物品受贈益 債権受贈益

66,27266,272

当期純利益 当期総利益

平成19年10月5日

キャッシュ・フロー計算書 (平成18年4月1日~平成19年3月31日)

(単位:千円)

-	業務活動によろキャッシュ・フロー	
1	たびにごここの。 原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 663, 702
		▲ 1,850,240
	その他の業務支出	▲ 213, 993
	運営費交付金収入	1, 540, 201
	授業料収入	349, 649
	入学金収入	57,604
	検定料収入	11,883
	附属病院収入	926, 730
	受託研究等収入	6, 716
	補助金等収入	179, 370
	寄附金収入	29, 519
	その他の収入	17,806
	預り科学研究費補助金等の純増減額	6,828
	+불·//	398, 372
	業務活動によるキャッシュ・フロー	398, 372
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	
		▲ 361, 119
	施設費による収入	597, 145
	十億八八	236, 026
	利息及び配当金の受取額	252
	投資活動によるキャッシュ・フロー	236, 279
	財務活動によるキャッシュ・フロー	
		▲ 33, 501
	+#\\\\\\	▲ 33, 501
	利息の支払額	▲ 2, 929
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 36, 430
N	. 資金に係る換算差額	l
11		000 11
>	冥 並	032, 770
VI	資金期首残高	
II	[資金期末残高	598, 220

細人	
報	
Ø	
빤	
迅	
榅	
金曜日	
Ш	
Я 5	
年10	
	ĺ
太19	
平成19	

41

5年

46,6125,480 0 1,909,196 1, 242, 825 3, 193, 153 (単位:千円) 4 第273 3, 323, 692 1, 414, 496 行政サービス実施コスト計算書 4 (平成18年4月1日~平成19年3月31日) 216,989 3, 155 57,604 11,883 1,280 595 125,639 **▲** 980, 164 2, 977, 909 330, 434 **▲** 3,388 **▲** 1,000 281 **▲** 15,867 1, 226, 971 15,85412, ◀ された使用料による貸借取引の機会費用 国又は地方公共団体財産の無償又は減額 地方公共団体出資の機会費用 引当外退職給付増加見積額 (控除) 設立団体納付額 行政サービス実施コスト 資産見返寄附金戻入 (控除) 自己収入等 損益外減価償却相当額 損益計算上の費用 受託研究等収益 受託事業等収益 附属病院収益 入学金収益 検定料収益 授業料収益 寄附金収益 一般管理費 業務費用合計 財務収益 財務費用 臨時損失 業務費 業務費用 機会費用 雑茶 (5) \equiv \geq M \blacksquare \gt

2

3 $^{\circ}$

無

딡 洪

重要な会計方針

運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております

なお、退職一時金及び個人業績評価加算、特別交付金のうちの特別経費については費用進行 基準を採用しております。

減価償却の会計処理方法 $^{\circ}$

(1) 有形固定資産

福岡県から承継した固定資産に 定額法を採用しております。 耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、福岡県から承継した固定資 ついては見積耐用年数としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります

 $1 \sim 15$ 年

 $14 \sim 19$ 年

 $1 \sim 15$ 年 工具器具備品 、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第84)の減価償却相当額については、 損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。 なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基 づいております。

引当金の計上基準 က

(1) 徴収不能引当金の計上基準

貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し 債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 ております。

(2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引 当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行 政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法 4

評価方法:最終仕入原価法 評価方法:最終仕入原価法 評価基準:低価法 評価基準:低価法 (1) たな卸資産(貯蔵品)(2) 医薬品及び診療材料

Ŋ

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法 (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方

福岡県行政財産使用料条例を参考に計算しております。 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率 (2)

€° 10年利付政府保証債の平成19年3月末利回りを参考に、1.65%で計算しておりま

ы П

平成19年10月

- ス取引の会計処理 9
- ース取引については通常の売買取引に係 · リース料総額が300万円以上のファイナンス る方法に準じた会計処理によっております。
- \sim

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

その他 ∞ 表示単位未満については切 記載金額は千円単位とし、 を除き、 利益処分に関する書類 (案) り捨て表示しています

「貸借対照表」注記 \blacksquare

退職給付引当金の見積額

502千円です \sim \sim 9 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は1,

- 「キャッシュ・フロー計算書」注記 \equiv
- 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳 平成19年3月31日 \vdash

20千円 \mathcal{O} 598, 現金及び預金

- 管理物品費及 5 千円 です。 2 重要な非資金取引の内容(1) 当期に福岡県からの現物出資の受入により取得した資産の額は947,95 Ω
 - 43千円、 9 Ω, $^{\circ}$ び消耗品費の額は120,612千円です。 当期に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は1 債務の額は86,056千円です。 当期に受け入れた現物寄附の額は、36,853千円です。 (5)
 - (3)
- 「行政サービス実施コスト計算書」注記 \geq
- (1) 引当金退職給付増加見積額の中には、福岡県からの派遣職員に係るものも含まれておりま
- (2) 機会費用の内訳

2 E $_{\mathcal{O}}$ ∞ $^{\circ}$ 4 $^{\circ}$ 設立団体に係る額

重要な債務負担行為 \gt

該当する事項はありません。

重要な後発事象 M 該当する事項はありません。

5号

第273

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに該価償却費 (「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細

(単位:千円)

2. 2	資産の	種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額]累計額 光曲維却縮	差引当期末残 高	
機能的 一 <td></td> <td>建物</td> <td>145, 992</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>145, 992</td> <td>46,612</td> <td>46,612</td> <td>6</td> <td></td>		建物	145, 992	-	-	145, 992	46,612	46,612	6	
政権計画 一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 <td></td> <td>構築物</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>ı</td> <td></td>		構築物	1		1	1	-	1	ı	
政権用工具要其確認 一 日 <th< td=""><td>有形固定資産</td><td>工具器具備品</td><td>I</td><td>ı</td><td>I</td><td>I</td><td>I</td><td>I</td><td>ı</td><td></td></th<>	有形固定資産	工具器具備品	I	ı	I	I	I	I	ı	
政事 一 日	(特定償却資産)	医療用工具器具備品	I	ı	I	I	I	I	ı	
建物 145,992 46,612 46,612 99,379 建物 - 630 - 145,992 46,612 99,379 41,04 41,04 41,04 41,13 41,13 41,13 41,13 41,13 41,13 41,13 41,13 41,14 41,40 777,23 41,13 41,40 777,23 41,14 41,40 777,23 41,14 41,40		華	I	ı	I	I	I	I	ı	
建物 630 630 630 17 11, 20 610 </td <td></td> <td>da</td> <td>145, 992</td> <td>-</td> <td></td> <td>145, 992</td> <td>46,612</td> <td>46,612</td> <td>99, 379</td> <td></td>		d a	145, 992	-		145, 992	46,612	46,612	99, 379	
無報約 10,220 10,220 602 602 618 ほ 主規制機能 10,220 10,220 621,635 94,404 94,404 727,230 医療用工具器技術品		建物	-	630		630	17	17	612 褶	1,
工具器具備品 821,635 - 821,635 94,404 94,404 727,230 政権用工具器具備品 - 19,894 - 19,894 4,404 4,404 15,490 関書 - 19,894 - 10,894 4,404 4,404 15,490 関書 - 1,061,565 99,428 99,428 96,137 土地 801,963 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 801,963 22,761 部 連修 計 801,963 22,761 - 22,761 - 22,761 部 - 22,761 部 建物 146,992 620 - 10,220 - 801,963 62,761 801,963 94,404 757,230 機能 - 10,220 - 10,220 - 10,220 - 10,220 - 20,440 - 44,404 - 15,490 政事 - 10,230 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761		構築物	I	10,220	I	10, 220	602	602	618	
E検用工具器具備品 - 19,894 - 19,894 4,404 4,404 15,490 図書 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 801,963 - 22,761 - 801,963 - 22,761	有形固定資産	工具器具備品		821, 635		821, 635	94, 404	94, 404	727, 230	
図書 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.184 - 209.185 - 209.184 - 209.187 - 209.184 - 209.184 - 209.187 - 209.184 - 209.187 - 209.184 - 209	(特定償却資産外)	医療用工具器具備品	I	19,894	I	19, 894	4, 404	4, 404	15, 490	
土地 801,963 - 1,061,565 - 1,061,565 99,428 99,428 962,137 连桅 801,963 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 注 上地 801,963 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 注 上地 801,963 - 22,761 - 824,725 824,725 - 824,725 建物 145,992 630 - 146,622 46,629 46,629 99,992 標準 145,992 630 - 10,220 - 10,220 602 94,404 727,230 原療用工具器具備品 - 10,220 - 10,220 - 10,220 - 602 94,404 727,230 原療用工具器具備品 - 22,163 - 22,163 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 原務日 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 建格品 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - 22,761		華図	-	209, 184	I	209, 184	-	-	209, 184	
土地 801, 963 一 801, 963 一 801, 963 上 22, 761 日 22, 761		†in		1,061,565		1,061,565	99, 428	99, 428	962, 137	
美術品 22,761 - 22,			801, 963		I	801, 963	-	-	801, 963	
土地 801, 963 22, 761 - 824, 725 - 824, 725 - 824, 725 - 824, 725 建物 801, 963 - 801, 963 - 801, 963 - 801, 963 - 801, 963 建物 145, 992 630 630 - 146, 622 46, 629 46, 629 99, 992 - 99, 992 戊葉桐 10, 220 10, 220 10, 220 602 46, 629 46, 629 99, 992 - 96, 992 - - 801, 983 - 96, 992 - - 96, 992 - - 801, 984 4, 404 46, 629 99, 992 - - 96, 992 - - 96, 992 - - 96, 992 - - 96, 992 - - - - 96, 992 - - - - 96, 992 -	非償却資産	美術品	-	22, 761	I	22, 761	-	-	22, 761	
土地 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 801, 963 90, 992 80, 992 90, 992 <td></td> <td>井</td> <td>801, 963</td> <td>22, 761</td> <td>_</td> <td>824, 725</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>824, 725</td> <td></td>		井	801, 963	22, 761	_	824, 725	_	_	824, 725	
建物 145,992 630 - 146,622 46,629 46,629 46,629 99,992 構築物 10,220 10,220 10,220 602 94,404 94,404 727,230 区様用工具器具備品 19,894 19,894 4,404 727,230 727,230 医様用工具器具備品 19,894 19,894 4,404 15,490 727,230 医様用工具器具備品 10,894 2,09,184 1,640 4,404 15,490 72,701 政府 1 2,0184 2,03,184 2,09,184 2,03,184 1,886,242 72,701 大術品 1 2,032,282 146,040 146,040 1,886,242 72,701 建計加入権 1 10,755 2 10,755 2,151 8,604 27 計計 1 10,830 10,830 2,151 2,151 8,604 27 計計 1 10,830 2,151 2,151 8,604 27		土地	801, 963	_	_	801, 963	_	_	801, 963	
構築物 10,220 10,220 602 602 602 9,618 工具器具備品 821,635 - 821,635 94,404 727,230 医療用工具器具備品 - 19,894 4,404 4,404 15,490 図書 - 209,184 - 209,184 - 20,184 - 美術品 - 22,761 - 22,761 - 22,761 - ソフトウェア - 10,755 - 2,032,282 146,040 1,886,242 - 電話加入権 - 75 - 75 - - 75 - 計 - 10,755 - 10,755 - - 75 - 75 - 計 - - 10,755 -		建物	145, 992	630	_	146, 622	46,629	46,629	99, 992	
工具器具備品 821,635 94,404 94,404 727,230 医療用工具器具備品 19,894 4,404 727,230 727,230 図書 209,184 4,404 4,404 15,490 資格品 20,184 - 209,184 - 209,184 美格品 - 22,761 - 22,761 - 22,761 カノトウェア 947,955 1,084,327 - 2,032,282 146,040 1,486,242 東部 947,956 1,084,327 - 10,755 - 2,151 8,604 第) 健話加入権 - 10,830 - 10,830 2,151 8,604 第) 市計 - 10,830 - 10,830 2,151 8,604 第)		構築物	_	10,220	_	10, 220	602	602	9, 618	
医療用工具器具備品 - 19,894 - 19,894 4,404 4,404 15,490 15,490 図書 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 20,184	大罗田宁淡珠人毕	工具器具備品	_	821,635	_	821, 635	94, 404	94, 404	727, 230	
政権 22,761 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 209,184 - 20,181	有少国化具体口引	医療用工具器具備品	_	19,894	_	19, 894	4, 404	4, 404	15, 490	
美術品 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 22,761 1,886,242 22,761 1,886,242 22,761 1,886,242 22,761 22,151 2,151 8,604 22,761 22,151 2,151		量区	_	209, 184	_	209, 184	_	_	209, 184	
計 947,955 1,084,327 - 2,032,282 146,040 1,886,242 1		美術品	_	22, 761	_	22, 761	_	_	22, 761	
電話加入権 - 10,755 - 10,755 2,151 8,604 注) 電話加入権 - 75 - 75 - 75 注) 計 - 10,830 2,151 2,151 8,679		襅	947, 955	1, 084, 327	_	2,032,282	146,040	146,040	1,886,242	
電話加入権 - 75 - 75 - 75 - 75 章 注) - 75 章 注) - 75 章 注) - 75 章 注) - 10,830 - 10,830 - 10,830 - 10,830 - 2,151 - 2,151 - 8,679 - 1		ソフトウェア	_	10,755	_	10, 755	2, 151	2, 151	8, 604	
- 10,830 - 10,830 2,151 2,151 8,	無形固定資産 (償却費損益内)	電話加入権	_	75	_	75	_	_	75 [
		#=	ı	10,830	ı	10,830	2, 151	2, 151	8, 679	

注) 1 期首残高は、現物出資によるものです。

 $\widehat{\mathbb{H}}$

10, 220 千円 70, 666 千円 18, 650 千円 193, 758 千円 当期増加額のうち、特殊な理由によるものは次のとおりです。 設立団体(福岡県)からの無償譲与 有形固定資産 構築物 工具器具備品 医療用工具器具備品 図書

ソフトウェア 電話加入権 無形固定資産

九州歯科大学同窓会からの現物寄附 美術品

10,755 千円 75 千円

22, 761 千円

122, 643 千円 設立団体(福岡県)から承継したファイナンス・リース取引 有形固定資産 工具器具備品

平成19年10月5日

(単位:千円)

たな卸資産の明細 (5)

有 相	1 1 1	681 注)1	18, 402	19, 084
出 出 計	· 大		- 1	1
当期减少額	その他			'
当期》	払出・振替	525	213, 396	213, 921
当期増加額	その他	87	-	87
計解	当期購入・ 製造・振替	1, 120	231, 798	232, 918
岩 米	朔自次同	_	_	1
布		たな卸資産	医薬品及び診 療 材 料	福

当期増加額のその他は、設立団体(福岡県)からの無償譲与によるものです。

5 扣 \mathbb{C} 第2

- (3) 有価証券の明細 (3)-1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

投資その他の資産として計上された有価証券 (3) - 2

該当事項はありません。

長期貸付金の明細 4 該当事項はありません。

長期借入金の明細 (2) 該当事項はありません。

- 引当金の明細 1 引当金の明細 99

徴収不能引当金以外の該当事項はありません。

徴収不能引当金の明細 (6) - 2 (単位:千円)

З Ы	Ź,	貸付金等の残高		微収2	徴収不能引当金の残高	車	相
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	调交
未収学生納付金収入	ı	2, 196	2, 196	I	1, 384	1, 384	c + (±
未収附属病院収入	-	117, 111	117, 111	-	7, 986	7, 986	
福	ı	119, 308	119, 308	I	9, 371	9, 371	

注)1 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって徴収不能引当金を計上しております。 注)2 当期増減額には、次のとおり設立団体(福岡県)からの無償譲与が含まれております。 未収学生納付金収入: 貸付金等の残高 1,384 千円 未収附属病院収入: 貸付金等の残高 4,177 千円 徴収不能引当金の残高 1,384 千円 未収附属病院収入: 貸付金等の残高 4,177 千円

退職給付引当金の明細 (6) - 3 該当事項はありません。

保証債務の明細 (2 該当事項はありません。

平成19年10月5日

資本金及び資本剰余金の明細 8

	12, 897	46, 612	59, 509	-	差引計	
	▲ 46,612	46, 612	-	1	損益外減価償却 累 計 額	
	59, 509	_	59, 509	-	抽	資本剰余金
注)2	59,509 注)2	_	59, 509	_	無償讓与	
					資本剰余金	
	947, 955	_	_	947, 955	#=	H H
注) 1	947, 955 注)1	_	-	947, 955	福岡県出資金	₹ \$
増要	期末残高	当期減少額	当期増加額	期首残高	★	
(単位:千円)						

からの現物出資によるものです。 からの無償譲与によるものです。 注)1 設立団体(福岡県)注)2 設立団体(福岡県)

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (9)-1 積立金の明細

該当事項はありません。

(9)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細(10)-1 運営費交付金債務

							(単位:十円)
		1.		觧宗	当期振替額		
交付年度	期首残高	以 当 期 次 合 額	運営費交付金 <u>資</u> 収 益運	産 見 返 営費交付金	資本剰余金	4 小	期末残高
平成18年度	1	1, 540, 201	1, 528, 884	_	-	1, 528, 884	11, 316
合 計	_	1, 540, 201	1, 528, 884	_	-	1, 528, 884	11, 316

(10)-2 運営費交付金収益

1, 528, 884	1, 528, 884	4
110, 540	110, 540	費用進行基準によるもの
1, 418, 344	1, 418, 344	期間進行基準によるもの
수計	18年度交付分	業務等区分
(単位:千円)		(10)-2 連呂貞次心並水証

5号

ಣ

_ 第2

- 地方公共団体等からの財源措置の明細 -1 施設費の明細

該当事項はありません。

補助金等の明細 (11) - 2

1	摘要			
-	開			
	収益計上	179, 371	73, 100	252, 471
	長期預り 補助金等	1	_	I
当期振替額	資本剰余金	-	-	I
	資産見返 補助金等	605, 048	_	605, 048
	建設仮勘定 見返補助金等	_	-	ı
	当期交付額	784, 419	73, 100	857, 519
	医分	福岡県施設整備費補助金	臨床研修費補助金	# =

役員及び職員の給与の明細 (12)

7 (単位:千円、

	< b	報酬又は給与	1給与	退職給付	
	\preceq	支給額	支給人員	支給額	支給人員
	(東	44, 437	4	_	I
	[735	2	1	I
	- <u>1</u> 1110	45, 172	9	1	I
	[編集]	1, 641, 382	225	68, 870	11
教職員	[202, 872	130	-	I
	111111111111111111111111111111111111111	1,844,255	355	68, 870	11
	[編集]	1, 685, 819	229	68, 870	11
华	非常勤	203, 607	132	_	1
	1	1, 889, 427	361	68, 870	11

無

- こが負に対する報酬は、公立大学法人九州歯科大学稅員報酬規程に基づき算出されます。 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人九州歯科大学職員給与規程、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程及び公立大学法人九州歯科大学 職員退職手当規程に基づき算出されます。なお、退職手当は給料月額に勤続期間を勘案して算出されます。 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。 報酬又は給与欄には法定福利費(195,554千円)が含まれております。 10 64

(単位:千円)

雪報
<u>/</u>
×
4
かべ
ボサイ
噩
(13)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		2, 977, 909	230, 907	198, 279	545, 688	42, 419	2, 316	1, 958, 298	216, 989	3, 155	3, 198, 054		1, 528, 884	399, 921	980, 164	3, 388	1,000	252, 471	15, 867	63, 758	281	18,055	3, 263, 792	65, 737	2, 704, 872	1,894,921
消去又は法人共通		ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı		ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	_	ı	I	598, 220	ı
14 小		2, 977, 909	230, 907	198, 279	545, 688	42, 419	2, 316	1, 958, 298	216, 989	3, 155	3, 198, 054		1, 528, 884	399, 921	980, 164	3, 388	1,000	252, 471	15, 867	63, 758	281	18,055	3, 263, 792	65, 737	2, 106, 651	1, 894, 921
その色		1, 964, 277	230,907	198, 279	I	42, 419	1, 498	1, 491, 172	216, 989	2, 433	2, 183, 699		1,061,757	399, 921	I	2,570	I	179,370	15,867	50, 129	248	16,605	1, 726, 470	▲ 457, 228	1,875,737	1,866,303
附属病院		1, 013, 632	I	I	545, 688	I	818	467, 126	I	722	1, 014, 355		467, 126	I	980, 164	818	1,000	73, 100	I	13, 628	32	1,450	1, 537, 322	522, 966	230, 913	28, 617
Ж	業務費用	業務費	教育経費	研究経費	診療経費	教育研究支援経費	受託研究費	人件費	一般管理費	財務費用	+ 1	業務収益	運営費交付金収益	学生納付金収益	附属病院収益	受託研究等収益	受託事業等収益	補助金等収益	客附金収益	資産見返負債戻入	財務収益	雑益	+ 小	業務損益	帰属資産	うち固定資産

- 1. セグメント区分は、人件費については定数の所属基準に基づき区分し、他は業務内容に応じて区分しております。 **知**
- 2. 帰属資産のうち、「消去又は法人共通」は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その内容は現金及び預金598,220千円です。3. 各セグメント別の損益外減価償却相当額及び引当外退職給付増加見積額は次のとおりです。

以 分	附属病院	その他	石
損益外減価償却相当額	_	46,612	46, 612
引当外退職給付増加見積額	11,849	▲ 17,330	▲ 5,480

聕

第2735号

(単位:千円)

2, 316

1, 164 1, 151

45,172

29, 813 11, 790 3, 568

1, 210, 368

9,957

1,200,410

749, 965 259, 823 68, 870 121, 750

貴及び一般管理費の明細	
業務費人	
(14)	

役員人件費 報酬 賞与 法定福利費	役員人件費 報酬 賞与 法定福利費	報酬賞与	賞与法定福利費	法定福利費			教員人件費	常勤教員人件費	230,907	中 一 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	这颗点与其一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	77万亩利河十半半半,	井	*************************************	#七二 四套		(常) 東東東部 (大) (大) (大) (大) (大) (大)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中间		198, 279 非常動職員給与	—————————————————————————————————————	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			一般管理費	消耗品費	管理物品費	水道光熱費	旅費交通費	通信運搬費	真価枠 短到 同 不 華	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	米小河 多彩		諸公費	報酬・委託・手数料		んの色の一般油油御業を表する						545. 688								49 419	
	2,370	47,024	4,647	3, 259	2,801	1,986	6, 295	5, 588	28, 287		200 11	93, 220	40,410	18, 234	16, 496	1,480	1,309	1, 783	25, 404		36, 258			90 98	93, 390 122, 700	2,300	9, 311 225, 008		4, 241	32, 019	8,064		12, 123 140, 841	14 450	17, 283	599	29, 429 61, 771		13,300	2,011	2,879	83, 134 1 700	1,790	4 344	112, 060	77		5, 486	13,711	1,099	5, 758	10,887	000	
DH2Hu	印刷製本費	水道光熱費	旅費交通費	賃借料	諸会費	報酬・委託・手数料	薬学費	その他の教育経費	減価償却費	计充分带	奸尤南河 涂井 n 弗	行作品文件工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作	可描刻品質	水直光熱費 林書方法書	所質父祖賓 译示证警典	进行 連被貨	●	器が置きます。	報酬・委託・手数料	その他の研究経費	減価償却費	沙 标 经 用	沙 城 性	夕 作貝 医斑品 弗	〇米 HL 文字 HL 文 HL 文	医療消耗器具備品費	給食材料費	委託費	検査委託費	医事委託費	清掃委託費	宋 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	んの色の後記賞 芸術問を乗		> 原	その他の設備関係費	滅価償却費	経費	消耗品資料 新加州	阿斯多巴河巴里	FJ 声别 安全 专 沿 字 整 电	小国 元 紫河 毎 年 芝	闻恒卒 哲副 • 朱字 • 井巻武	校門 女記 上效力 第四人第三出分额	及な一語と山地索へ段を色を色の密軸		教育研究支援経費	消耗品費	河 其 物 占 墳	可制製各價	大道光繁質問題,本学、中教堂	数配・物託・事数をそのものはおります。	との高さがお割す 海角衛出帯	

702, 758

192, 915

161, 197 10, 017 21, 700

509,843

343, 059 118, 247 48, 535

216,989

20, 482 24, 951 3, 083 30, 139 2, 247 3, 094 48, 413 119, 598 1, 678 1, 264 1, 264 1, 766 2, 996

注) 細区分の経費金額が1,000千円以上のものについて経費名を表記し、同1,000千円未満の経費については、その合計額を「その他」区分に表記しております。

쁖

平成19年10月5日

(15) 寄附金の明細			(単位:千円)
区分	当期受入	(本) 篠却	摘要
附属病院	ı		
その他	66, 373		53 注)
11 1111	66, 373	53	

注)当期受入は、現物寄附額36,853千円を含んでおります。

(16) 受託研究の明細

3, 327	2, 388	5, 715	I	# □
455	1, 570	2, 025	1	その他
2, 872	818	3, 690	_	附属病院
期末残高	受託研究等収益	当期受入額	期首残高	X X
(単位:十円)				

(17) 共同研究の明細

1	1,000	1,000	_	_権 や
-	1,000	1,000	_	その他
ı	1	_	-	附属病院
 期末残高	受託研究等収益	当期受入額	期首残高	区分
(単位:千円)				

第2735号

眾
當
0
瓣
無業
加
实

(18)

(18) 文託事業等の明維				(単位:千円)
区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
附属病院	1	1,000	1,000	I
その色	-	-	1	1
中	-	1,000	1,000	1

(19)科学研究費補助金の明細

			(十二)
種目	当期受入	件数	梅
基盤研究A	(7, 200)	(1)	
科研費分担金·基盤研究A	(5, 100)	(3)	
基盤研究B	(19, 600)	(4)	
基盤研究C	(22,000)	(18)	
特別研究員奨励費	(006)	(1)	
若手研究 (スタートアップ)	(2,760)	(2)	
萌芽研究	(1,400)	(2)	
若手研究B	(26, 600)	(19)	
長寿科学総合研究	(11, 280)	(2)	
石	(96,840)	(52)	
	0,400	0	

注)上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

平成19年10月5日

上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細 (20)

①現金及び預金

(単位:千円)

区分	金 額	摘要
現金	2, 666	
普通預金	595, 554	
4	598, 220	
②未 払 金		(日子:刀甫)
区分	金 額	摘 要
人件費	82, 921	
固定資産	273, 725	273,725 77イナンスリース(3月計上分)を含む
その他	268, 415	
∜ □	625, 061	

₩	
\langle	
빵	
班	
咖	

貸借対照表

(平成19年3月31日)

		业机		
資産の部 I 固定資産 1.有形固定資産				
计中	1 659 979	3,191,665		
生物 減価償却累計額 # 体 45-42-42	\triangle 98,603	1,553,668		
伸架物 減価償却累計額	$36,215$ \triangle $3,563$	32,651		
工具器具備品 減価償却累計額	$138,143$ \triangle 30,705	107,437		
図書 2.6.4.6.4.5.日中終期	00 +	559,659		
くの他の有形向た冥角滅価償却累計額 大杉田で終れて記	$\frac{1,180}{\triangle 244}$	942		
有形固た質無合計 2.無形固定資産		5,445,994		
ンフトウェアタの年次田庁浴舟		8,604		
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		$\frac{1,321}{9,926}$		
3.投資その他の資産		9		
その他の投資その他の資産 		$\frac{219}{210}$		
投資でで加め、資産日間国定資産合計		213	5,456,139	
II 流動資産				
現金及び預金 未収学生納付金収入		268,351 1,919		
たな卸資産 普達へ		561		
町後金 その他の未収入金 簿[7不能引当金	3,673	δ 07.9.0		
流動資産合計		5	273,501	
<u></u> 資産合計 負債の部				5,729,641
資産見返負債 容を目お電労費な付金等	93 600			
真压尤达库西莫大厅亚寺 資産見返寄附金 ※帝目活物中帝贈籍	2,033	070		
貞 焦 元 处 初 即 文 脂 啟 長 期 リ 一 ス 債 務	022,013	048,549 36,991		
固河			685,541	
II 流動負債 運営費交付金債務		5,590		
寄附金債務		53,110		
未払金 11—24億務		152,982		
大払消費税等新から		273		
関が改		0,029	237 313	
いるがくはロロケケー			010,102	

99

貸借対照表

(平成19年3月31日)

		(中位:十日)
勘定科目	金額 金額	
資本の部		
I 資本会		
地方公共団体出資金	4,837,765	
資本金合計	4,837,765	
II 資本剰余金		
資本剰余金	10,691	
損益外減価償却累計額	\triangle 97,943	
資本剰余金合計	\triangle 87,251	
田 利益剰余金		
当期未処分利益	56,272	
(うち当期総利益)	(56,272)	
利益剰余金合計 —	56,272	
資本合計		4,806,786
負債資本合計		5,729,641

損益計算書

(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

(単位:千円)

		1,310,999				1,363,875 52,875	43,894	47,291 56,272 - 56,272
金額	1,232,563	1,434	773,403 441,104 80,894 16,539 10,800 195 7,823	17,384	413	15,318	43,894	43,591 3,69 <u>9</u>
	84,196 59,784 22,639 9,883 195 39,885 810,151 205,825	1,433		$ \begin{array}{c} 1,019 \\ 397 \\ \hline 15,967 \\ \end{array} $	53 360	6,387 352 3,030 5,548		
勘定科目	経常費用 業務費 教育経費 研究経費 受託研究費 受託事業費 後員人件費 職員人件費 職員人件費	財務實用 支払利息 その他の財務費用 経常費用合計 経常収益	運営費交付金収益 授業料収益 入学金収益 検定料収益 受託研究等収益 受託事業等収益 寄附金収益 参数 目前 4 億 回 1	真 生 元 を 与 頃 庆 八	7.2.5.元. 受取利息 その他の財務収益 雑益	 財産貸付料収益 手数料収益 間接経費収入 その他の雑益 経常収益合計 経第利益 解第利益	開い頂人 その他の臨時損失 路時割米	四50年 物品受贈益 その他の臨時利益 当期純利益 目的積立金取崩額 当期総利益

第2735号

キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

		(単位:千円)
	医分	金額
П	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	人件費支出	\triangle 934,179
	その他の業務支出	\triangle 182,591
	運営費交付金収入	778,994
	授業料収入	457,158
	入学金収入	80,894
	検定料収入	16,539
	受託研究等収入	10,800
	受託事業等収入	195
	寄附金収入	63,608
	その他の収入	15,693
	預り金の増減	5,529
	業務活動によるキャッシュ・フロー	312,641
П	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 26,477
	無形固定資産の取得による支出	\triangle 1,249
	投資その他の資産の取得による支出	\triangle 219
	44 小	\triangle 27,946
	利息の受取額	53
	投資活動によるキャッシュ・フロー	\triangle 27,893
Ħ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	\triangle 14,962
	+ 小	\triangle 14,962
	利息の支払額	\triangle 1,433
	財務活動によるキャッシュ・フロー	\triangle 16,395
;		
<u> </u>		I
>	資金増加額	268,351
M	資金期首残高	1
M	資金期末残高	268,351

注記事項

(単位:千円)

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳	
現金及び預金勘定	268,351
資金期末残高	268,351
(2) 重要な非資金取引	
現物出資及び無償譲渡の受入による資産の取得	
(現物出資)	
有形固定資産	4,837,765
受入資産の取得合計	4,837,765
(地方公共団体無償譲渡)	
有形固定資産	637,626
無形固定資産	10,827
受入資産の取得合計	648,454
(合計)	
有形固定資産	5,475,392
無形固定資産	10,827
受入資産の取得合計	5,486,219
ファイナンス・リースによる資産の取得	
有形固定資産	71,780
受入資産の取得合計	71,780

利益の処分に関する書類

09

第2735号

(単位:円)

	勘定科目		金額	
Ι	当期未処分利益			56,272,572
	当期総利益		56,272,572	
П	当期処分額			
	積立金		1,346,426	
	地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の 長の承認を受けた額			
	教育研究充実積立金	54,926,146	54,926,146	56,272,572

-ビス実施コスト計算書 行政サー

(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

(単位:千円)

L	車		人站	
			定 領	
Ι	業務費用			
	(1) 損益計算書上の費用			
	業務費	1,232,563		
	一般管理費	77,002		
	財務費用	1,434		
	臨時損失	43,894	1,354,894	
	(2) (控除)自己収入等			
	授業料収益	\triangle 441,104		
	入学料収益	\triangle 80,894		
	検定料収益	\triangle 16,539		
	受託研究等収益	\triangle 10,800		
	受託事業等収益	\triangle 195		
	寄附金収益	\triangle 7,823		
	資産見返運営費交付金等戻入	\triangle 1,019		
	資産見返寄附金戻入	\triangle 397		
	財務収益	\triangle 413		
	雑益	\triangle 15,318		
	臨時利益	\triangle 5,279	\triangle 579,785	
	業務費用合計			775,109
П	損益外減価償却相当額			97,943
Ħ	引当外退職給付增加見積額			\triangle 54,265
IV	機会費用 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用 料による貸借取引の機会費用 地方公共団体出資の機会費用 無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機 会費用	79,101		79,101
>	(控除)設立団体納付額			ı
IA	行政サービス実施コスト			897,888

5年 က <u>__</u> 第2

(重要な会計方針)

- 運営費交付金収益及び授業料収入の計上基準
- 期間進行基準を採用しております
- #で休用しくわりまり。 ・時金については、費用進行基準を採用しております。 なお、退職
- 減価償却の会計処理方法 \sim
- 有形固定資産 Ξ

定額法を採用しております

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な耐用年数は以下 のとおりであります

7~37年 5~25年

建 構 築 物 工具器具備品

1~10年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第84)の減価償却費相当額については、損益外減価償却費累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

\odot

無形固定資産 定額法を採用しております

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づい て償却しております。

- 引当金の計上基準 က
- 賞与引当金 Ξ

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与にかかる引当金は計 上しておりません

 \bigcirc

退職給付にかかる引当金及び見積額の計上基準 退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付にかかる 引当金は計上しておりません。 なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行 政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額 を計上しております

徴収不能引当金 (3)

債権の貸倒れに備えるため、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法 4 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成19年3月末 利回りを参考に1.65%としております。

リース取引についての会計処理 2 -ス料総額が300万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引にかか る方法に準じた会計処理によっております

消費税及び地方消費税等の会計処理 9 消費税及び地方消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております

その他 <u>~</u> 利益の処分に関する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り

(貸借対照表関係)

退職給付引当金の見積額 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、762,171千円です。

(行政サービス実施コスト計算書関係)

引当外退職給付増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額18,375 千円を含みます。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5号 က _ 第2

附属明細書

による ・ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」 損益外減価償却相当額も含む。)の明細 (1)

(単位:千円)

資産の種類 有形固定資産 工具器 (億均費損益内) その他の 定資産 有形固定資産 定資産 (億均費損益外) との他の 定資産 (億均費損益外) 上間	重 類 建物 構築物 工具器具備品 その他の有形固 定資産 計 建物	期首残高 -	当期増加額 6,172	当期減少額	期末残高	(A)	当期償去	左71 当粉 不 残高 5 519	擓 [
	参 器具備品 至 音計	I	6,172		02120			5 519	1
	器具備品 企の有形固 音				0,172	099	099	0,012	注) 2
	器具備品 近の有形固 置	I	36,215	I	36,215	3,563	3,563	32,651 注)	注)2
	10の有形固 産 計	I	127,743	I	127,743	30,705	30,705	97,037 注)	注)2
	1 1111 1111	ı	1,186	I	1,186	244	244	942 注)	注)2
		ı	171,317	I	171,317	35,174	35,174	136,142	
		1,646,100	1	1	1,646,100	97,943	97,943	1,548,156 注)	注) 1
121	1111111	1,646,100	I	I	1,646,100	97,943	97,943	1,548,156	
器 <u>H</u>		3,191,665	ı	ı	3,191,665	ı	ı	3,191,665 注)	注) 1
	工具器具備品(絵画)	I	10,400	I	10,400	1	I	10,400 注)	注)2
非價却資産 図書		ı	559,629	1	559,629		I	559,629 注)	注)2
	111111111111111111111111111111111111111	3,191,665	570,029	I	3,761,694	1	ı	3,761,694	
出		3,191,665	I	I	3,191,665		ı	3,191,665	
建物		1,646,100	6,172	I	1,652,272	98,603	98,603	1,553,668	
構築物	物	1	36,215	I	36,215	3,563	3,563	32,651	
有形固定資産合計 工具器	工具器具備品	I	138,143	I	138,143	30,705	30,705	107,437	
1		I	559,629	I	559,629	1	1	559,629	
その色固定線	その他の有形固定資産	1	1,186		1,186	244	244	942	
	111111111111111111111111111111111111111	4,837,765	741,346	I	5,579,112	133,118	133,118	5,445,994	
ソフトウ	トウェア	ı	10,755	ı	10,755	2,151	2,151	8,604 注)	注)2
<u>その他</u> 無形固定資産 固定資	その他の無形固定資産	ı	1,321	I	1,321	1	ı	1,321	注)2
	+ 111111	1	12,077	1	12,077	2,151	2,151	9,926	
	その他の投資そ の他の資産	I	219	I	219	1	I	219	
な貝へい他の貝座	11111111	I	219	-	219	-	-	219	

期首残高は、現物出資によるものです。 注) 1

選

 注) 2 当期増加額のうち、特殊な理由によるものは次のとおりです。

 設立団体(福岡県)からの無償譲渡
 4,650千円

 有形固定資産
 建物(属設備)
 4,650千円

 本籍物
 33,285千円

 工具器具備品
 49,098千円

 図書
 549,405千円

 その他の有形固定資産
 1,186千円

 米形固定資産
 ソフトウェア

 その他の無形固定資産
 72トウェア

から無償譲渡を受けたファイナンス・リース取引 工具器具備品 54,014千円 設立団体(福岡県) 有形固定資産

たな卸資産の明細 (5)

<u> </u>	1	ı	
瀬 瀬 瀬			
#			1
期末残高		561	199
沙額	その他	ı	_
当期減	払出・振替	275	275
增加額	その他	ı	-
#解宗	当期購入・ 製造・振替	1,137	1,137
期首残高		1	-
		떕	
種類		鬞	1111111
		貯	

			(単位:千円)
期首残高	当期減少額	期末残高	摘要
当期購入。 製造・振替	払出・振替 その他		
- 1,137	- 275 -	561	
- 1,137	- 575 -	561	

65

- (3) 有価証券の明細
- (3)-1 流動資産として計上された有価証券 該当事項はありません。
- (3)-2 投資その他の資産として計上された有価証券該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細該当事項はありません。
- (6) 引当金の明細
- 貸付金等に対する貸倒引当金及び退職給付引当金以外の引当金はありません。 (6)-1 引当金の明細
- (6)-2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:千円) 摘要 1,0141,014 期末残高 貸倒引当金の残高 1,014 1,014 当期増減額 期首残高 3,673 3,673 期末残高 貸付金等の残高 3,673 3,673 当期増減額 期首残高 その他の未収 入金

注)個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって引当金を計上しております

- (6)-3 退職給付引当金の明細 該当事項はbりません。
- (7) 保証債務の明細 該当事項はありません。

5年

က

3 3 2

資本金及び資本剰余金の明細

8

F F							
(年子) 編集 編集 177	注)1		注)2				
期末残高	4,837,765 注)1	4,837,765	10,472 注)2	219	10,691	▲ 97,943	4,750,513
当期增加額 当期減少額	I	ı	I	I	I		I
当期增加額	I		10,472	219	10,691	▲ 97,943	▲ 87,251
期首残高	4,837,765	4,837,765			I	_	4,837,765
分	地方公共団 体出資金	111111111111111111111111111111111111111	無償譲渡	授業科	111111111111111111111111111111111111111	战価償却 ト額	111111111111111111111111111111111111111
区区	資本金		資本剰余金			損益外減価償却 累計額	差引計

注)1 設立団体(福岡県)からの現物出資によるものです注)2 設立団体(福岡県)からの無償譲渡によるものです

- (9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
 - (9)-1 積立金の明細

該当事項はありません。

(9)-2 目的積立金の取崩しの明細 該当事項はありません。

- (10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
 - (10)-1 運営費交付金債務

5,5905,590 期末残高 (単位: 773,403 773,403 十二十 資本剰余金 資産見返運 営費交付金 773,403 773,403 運営費交付 金収益 778,994 交付金 当期交付額 778,994 期首残高 交付年度 平成18年度 ⟨□

運営費交付金収益 (10) - 2

(単位:千円) 合計 157,569 773,403 615,833 157,569 773,403 18年度交付分 615,833 期間進行基準によるもの 費用進行基準によるもの 業務等区分

- (11) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (11)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

該当事項はありません。 (11)-2 補助金等の明細

平成19年10月5日

役員及び教職員の給与の明細 (12)

さべし むればら	3/X O 4X4K/Q */AH J */YJAH	I		(単位	(単位:千円、人)
区分	分	報酬又は給与	は給与	退職給付	給付
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
	常勤	39, 220	3	ı	ı
役員	非常勤	999	3	I	I
	111111111111111111111111111111111111111	39, 885	9	ı	I
	[集]	866, 398	98	154,891	9
教職員	非常勤	54,688	93	ı	ı
	1 = 1	861, 086	179	154, 891	9
	常勤	845,618	68	154, 891	9
石井	非常勤	55, 353	96	ı	ı
	11111111	900, 971	185	154, 891	9

公立大学法人福岡女子大学役員報酬規程に基づき支給しております。 役員に対する報酬は、 (注)

教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡女子大学職員給事与規程、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程、公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程、公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等賃金規程に基づき支給しております。 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員教を記載しております。また、退職給付には総支給人員教を記載しております。また、退職給付には総支給人員教を記載しております。 報酬又は給与欄には法定福利費(90,727千円)が含まれております。 $^{\circ}$

 $^{\circ}$

開示すべきセグメント情報 該当事項はありません。 (13)

第2735号

:0 明細
专
団
刯
蒙
1
Ö
及
務費]
簽
業
14)

14,917 4,626 3,097	17,685 6,073 551 919	1,697 6,622 1,120	1,036 1,036	5,786 7.965	$\begin{array}{ccc} 11,937 \\ 11,937 \\ 656 & 84,196 \end{array}$		17,751 2,584	1,375 6,534	9,374 812	1,965	449	1,233		$\frac{5,175}{}$ 59,784	149	233	3,446	197	86	3,467	120	7,088	4,492 3,100 22,639
教育経費 消耗品費 備品費 印刷製本費	水道光熱費旅費交通費通信運搬費	A 计量	(1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7)	式 殿 道 報酬・委託・手数料 海 学 書	次 ()	研究経費	消耗品費備品費	印刷製本費水道光熱費	旅費交通費 通信運搬費	賃借料保守事	(水) 点	品 小 一	報酬·委託·手数料 減価償却費	雑費	(1) は、大文中は (1) は、日本の (1)	備品費	日前	旅費交通費) 油信連恢貨 信倍彩	A. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	修補實 點公費	報酬、水訊・事数が決了等計畫	

第2735号

(14) 業務費及び一般管理費の明細

千円)	39,885		810,151		205,825	77,002	
(単位:千円	31,603 6,389 <u>1,891</u>	772,361	<u>37,790</u> 8	188,928	<u>16,897</u>	2,733 678 678 2,220 1,804 2,020 2,448 3,517 6,514 6,514 1,216 1,014 624	
		400,718 150,354 154,891 <u>66,396</u>	37,790	124,216 45,665 19,045	13,503 $3,393$		
						酸	
	役員人件費 役員人件費 報酬 賞与 法定福利費 教員人件費 常勤教員人件費	給料 貸与 退職給付費用 法定福利費 非常勤教員人件費	(\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	給料 法定福利費 船管理費	高 連 連 連 連 連 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	

쀂

5号

第273

寄附金の明細 (15)

(4) 補財 (4) 補財	(8,512) 29 (-) 注)
当期受入	69,445 (8,512)

(単位:千円)

注)当期受入は、設立団体(福岡県)から寄附金債務の承継額11,345千円(15件)を含んでおります。 ()は現物寄附によるもので、内数として記載しております。 なお、件数については種類が多岐にわたり、かつ単位が一律ではないため、記載を省略しております。

受託研究の明細 (16)

(単位:千円)

_	008'2	008,7	_
	収益		
期末残高	受託研究等	当期受入額	期首残高

共同研究の明細 (11)

	3,000	3,000	_
	収益		
期末残高	受託研究等	当期受入額	期首残高
(単位:千円)			
			エス・ハ・ロイー・コ・ニ・

受託事業等の明細 (18)

I	195	195	1
	収益		
期末残高	受託事業等	当期受入額	期首残高
(単位:十円)			

科学研究費補助金の明細 (19)

(単位:千円)	摘要								
	件数	1	2	3	4	1	1	1	13
H-17.7.2	当期受入	(5,300) 1,590	(6,900) 1,440	(4,000)	(4,100)	(1,100)	(800)	(969)	(22,896)
	種目	基盤研究A	基盤研究B	基盤研究C	若手研究B	特別研究員獎 励費	厚生労働省	日本学術振興 会前渡資金	√□

3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3,030| | 3

平成19年10月5日

第2735号

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細(20)-1 現金及び預金

(単位:千円)

		(十二十二)
区分	金 額	摘要
現金	49	
普通預金	268,302	
合計	268,351	

(20)-2 未払金

(単位:千円)	攋 蚕				
	金 額	121,683	4,904	26,395	152,982
	长 図	人件費	固定資産	その他	수류

第2735号	
福 岡 県 公 報	
平成19年10月5日 金曜日	
73	

貸借 対照表 (平成19年3月31日)

10, 122, 283 (単位:千円) 9,878,537 243, 746 131, 153 7,466 232, 939 4,926 2,009 724, 371 35, 482 3, 482 1, 443, 480 649,9875,997 1,468217171 6,886,595 9, 871, 071 金 7, 086, 740 771,888 185,685 41,961 \triangle 6, 478 \triangle 200, 144 \triangle 47, 517 \triangle 54, 531 医療用工具器具備品 有形固定資産合計 無形固定資産合計 未収学生納付金収入 減価償却累計額 減価償却累計額 減価償却累計額 固定資産合計 その他の未収入金 流動資産合計 減価償却累計額 資産合計 工具器具備品 現金及び預金 ソフトウェア 有形固定資産 無形固定資産 電話加入権 たな卸資産 前払費用 構築物 立替金 図 流動資産 I 固定資産 出 建物 資産の部 $^{\circ}$ =

(単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位) (単位)			#		
4 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2		河 借 对 照 (平成19年3月3	1		() () ()
(負債 産長返負債 産長返負債 資産見返運営費交付金等 資産見返運営費交付金等 関定負債合計 固定負債合計 日本債務 小人人 日本債務 一人債務 小人人 日本債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人債務 一人人人債務 一人人債務 一人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人			剱		事位: 十円)
自債 産見返負債 産見返負債 資産見返海品受贈額 261 周定負債合計 34,410 同定負債合計 34,410 日定負債合計 360 り金 小人公共団体出資金 養本金合計 468 整本金合計 48,530,220 資本金合計 48,530,220 資本金合計 48,530,220 日本利余金 別条金 別条金 別条金 別条金 別条金 別条金 日本利条金 日本人の利益 日本人の 日	負債の部				
産見返負債	I 固定負債				
登産見返運営費交付金等 67,948 261 34,410 国定負債合計 1,433,344 1,501,555 国定負債合計 34,410 日定負債合計 2,722 日定負債合計 2,522 日金 7,794 日本金合計 2,530,220 日本 1,433,344 1,501,555 日本 1,433,344 1,501,501,501 日本 1,433,344 1,501,501 日本 1,433,344 1,501 日本 1,433,34 1,501 日本 1,433,344 1,501 日本 1	資産見返負債				
資産見返害附金 261 資産見返毒附金 1,433,344 1,501,555 期リース債務 34,410 日産負債合計 9,722 財金債務 7,794 社会 11,915 大債務 11,915 大債務 11,915 大債務 11,915 大債債合計 8,530,220 資本金合計 8,530,220 資本銀行金債司票計額(▲) 1,468 基外域価償却累計額(▲) △ 200,144 資本場前益期余金合計 43,037 利益額余金 43,037 利益額余金合計 43,037 有益額余金合計 43,037 有益額余金合計 43,037 有益者有益額余金合計 43,037 有益本合計 43,037 有債管本合計 43,037	資産見返運営費交付金等	67, 948			
登産見返物品受贈額 1,433,344 1,501,555 34,410 1,433,344 1,501,555 34,410 1,535,966 1 1,433,344 1,501,555 34,410 1,535,966 1 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 1,915 360 360 1,915 360 360 360 360 360 360 360 360 360 360	資産見返寄附金	261			
期リース債務 固定負債合計 自債 当要交付金債務 り金 大子2 か金 大子2 か金 大子36 り、7.2 11,535,966 181,547 七会 大子6 大子6 大子6 大子6 大子6 大子6 大子6 大子6	資産見返物品受贈額	1, 433, 344	1, 501, 555		
固定負債合計 1,535,966 自債 360 財金 7,794 以金 181,547 以金 11,915 京本資格 8,530,220 資本資子與 200,144 資本利益額余金合計 △200,144 資本資料 人198,676 利益額余金合計 43,037 利益額余金合計 43,037 有益本合計 (43,037) 資本合計 (43,037) 資本合計 (43,037) 資本合計 (43,037) 負債管本合計 1	長期リース債務		34, 410		
(1) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	固定負債合計	I 		1, 535, 966	
 音費交付金債務 9,722 9,722 9,724 10,915 40金 11,915 40金 40名 41,11,915 41,11,915 42 42 43,037 					
#金債務 り金 仏金 仏会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人会 大人	運営費交付金債務		9,722		
り金 7,794 社金 181,547 一之債務 11,915 松消費税等 395 流動負債合計 211,736 食力公共団体出資金 8,530,220 資本金合計 8,530,220 種外債価償却累計額 (▲) 2,200,144 資本剩余金合計 人 200,144 資本剩余金合計 人 198,676 期余金 43,037 利益剩余金合計 43,037 資本合計 43,037 資本合計 43,037 資本合計 43,037 負債資本合計 43,037 負債資本合計 43,037	寄附金債務		360		
	預り金		7,794		
本債務 11,915 払消費税等 395 流動負債合計 211,736 食 211,736 金 8,530,220 資本金合計 8,530,220 本剰余金 1,468 本利余金 1,468 本利余金 43,037 財徒人分利益 △198,676 対达到余金合計 43,037 利益到余金合計 43,037 資本合計 43,037	未払金		181, 547		
払消費税等 395 売勤負債合計 211,736 負債合計 211,736 金 8,530,220 資本金合計 8,530,220 郵余金 1,468 益外該価償均累計額 (▲) △ 200,144 資本剩余金合計 △ 198,676 期余金合計 △ 198,676 利益剩余金合計 43,037 利益剩余金合計 43,037 有益剩余金合計 43,037 資本合計 43,037 資本合計 43,037 資本合計 43,037 負債管本合計 1 有益額余金合計 43,037	リース債務		11,915		
流動負債合計 負債合計 金 金 方公共団体出資金 資本金合計 (211,736) (211,736) (211,736) 金 方公共団体出資金 資本金合計 本剰余金 益外減価償却累計額(▲) 貸本利余金合計 (43,037)	未払消費税等		395		
6億合計 金 8,530,220 8,530,220 8,530,220 8,530,220 8,530,220 8,530,220 8,530,220 8,530,220 8,530,220 4 2,43 (43,037) 43,037 (43	流動負債合計	I		211, 736	
金 方公共団体出資金 資本金合計 和余金 本剰余金 益外減価償却累計額 (▲) 資本剰余金合計 到余金 動余金 動余金 動余金 利未処分利益 うち当期総利益) 利益剰余金合計 利益剰余金合計 利益剰余金合計 有益額余金合計 有益の37 (43,037) 有益の43,037 有益の43,037	負債合計		I		1, 747, 702
資本金 地方公共団体出資金 8,530,220 資本組合計 8,530,220 資本網余金 1,468 損益外減価償却累計額 (▲) △ 200,144 利益剰余金 43,037 当期未処分利益 43,037 有益剰余金合計 43,037 利益剰余金合計 43,037 有益利金会合計 43,037 資本合計 43,037 資本合計 43,037 負債資本合計 43,037	資本の部				
世方公共団体出資金 資本金合計 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額 (▲) 資本剰余金合計 利益剰余金 当期未処分利益 (うち当期総利益) (うち当期総利益) 利益瀬余金合計 利益瀬余金合計 (うち当期総利益) (うち当期総利益) (有達の入利益 (43,037) (43,037)					
資本金合計 8,530,220 資本剰余金 1,468 損益外減価償却累計額 (▲) △ 200,144 資本剰余金合計 43,037 当期未処分利益 43,037 利益剰余金合計 43,037 利益剰余金合計 43,037 資本合計 43,037 資本合計 43,037 負債資本合計 43,037	地方公共団体出資金		8, 530, 220		
資本剰余金 1,468 貸本剰余金 △ 200,144 資本剰余金合計 △ 198,676 利益剰余金合計 43,037 当期未処分利益 (うち当期総利益) 利益剰余金合計 (43,037) 利益剰余金合計 (35年合計 資本合計 (43,037) 負債資本合計 (43,037)	資本金合計			8, 530, 220	
資本剰余金1,468損益外減価償却累計額 (▲)△ 200,144資本剰余金合計△ 198,676利益剰余金43,037利益剰余金合計(43,037)利益剰余金合計43,037資本合計43,037					
損益外減価償却累計額 (▲)	資本剰余金		1,468		
資本剰余金合計 △ 198,676 利益剰余金 43,037 (うち当期総利益) (43,037) 利益剰余金合計 43,037 資本合計 43,037 負債資本合計 43,037		-			
利益剰余金 43,037 当期未処分利益 (43,037) 利益剰余金合計 43,037 資本合計 43,037 負債資本合計 43,037	資本剰余金合計			\triangle 198, 676	
益) 合計 合計 合計 合計					
(43, 037) + + +	当期未処分利益		43,037		
43, 037	(うち当期総利益)		(43, 037)		
	利益剰余金合計			43,037	
	資本合計		l		8, 374, 581
	負債資本合計				10, 122, 283

匨
幅
金曜日
E €
平成19年10月

75

報 Ø 빵

第2735号

損 益 計 算 書 (平成18年4月1日~平成19年3月31日)

菜	4		(単位:千円) 額
	या		
経常費用 業務費			
教育経費	182, 742		
研究経費	103, 299		
教育研究支援経費	35, 525		
受託研究費	6,812		
役員人件費	43, 580		
教員人件費	1,050,283		
職員人件費	195, 466	1, 617, 709	
一般管理費		228, 409	
財務費用	0	(
文私利息 経常費用合計	2, 225	2, 225	1,848,345
経常収益			
運営費交付金収益		1,096,142	
授業料収益		495, 111	
入学金収益		116, 378	
検定料収益		26, 299	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	3,049		
その他の団体からの受託研究等収益	4, 103	7, 153	
寄附金収益		930	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	260		
資産見返寄附金戻入	1,837		
資産見返物品受贈額戻入	105, 358	107, 756	
財務収益			
受取利息	204		
その他の財務収益	447	652	
雑益			
財産貸付料収益	19, 687		
手数料収益	4,933		
間接経費収入	1,650		
その他の雑結	14,098	40, 369	
経常収益合計			1,890,791
経常利益			42, 446
路時損失			
承継物品費・消耗品費等		285, 639	285, 639
臨時利益			
物品受贈益イクの他の臨時利益		285, 639	286, 229
はあれています。			43, 037
当期総利益			43, 037

第2735号

キャッシュ・フロー計算書 (平成18年4月1日~平成19年3月31日)

		(単位:千円)
	区 分	金 額
I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 188, 298
	人件費支出	\triangle 1, 239, 648
	その他の業務支出	\triangle 131, 561
	運営費交付金収入	1, 105, 865
	授業料収入	549, 153
	入学金収入	116, 378
	検定料収入	26, 299
	受託研究等収入	6,020
	寄附金収入	1,290
	その他の収入	37, 969
	預り科学研究費補助金等の純増減額	5, 222
		288, 690
	業務活動によるキャッシュ・フロー	288, 690
Π	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	\triangle 47, 148
	+mu//	\triangle 47, 148
	利息及び配当金の受取額	204
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 46, 943
H	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース情務の返済による支出	6: 828
	利息の支払額	△ 1,877
	財務活動によるキャッシュ・フロー	∨ 8,807
IV	資金に係る換算差額	l
>	資金増加額	232, 939
M	資金期首残高	I
IIA	資金期末残高	232, 939

金曜日

平成19年10月5日

第2735号

利益の処分に関する書類

(単位:円)	43, 037, 410	12	95 43, 037, 410
纽	43, 037, 410	3, 111, 715	39, 925, 695
			39, 925, 695
科目	当期未処分利益当期総利益	利益処分額 積立金 地方独立行政法人法第40条第3項により	設立団体の長の承認を受けた額 教育研究の質の向上並びに組織運営 の改善目的積立金
	П	П	

쁖

第2735号

行政サービス実施コスト計算書 (平成18年4月1日~平成19年3月31日)

				(単位:千円)
	科目		金額	
Ι	業務費用			
(1)				
	業務費	1,617,709		
	一般管理費	228, 409		
	財務費用	2, 225		
	臨時損失	285, 639	2, 133, 984	
(2)) (控除) 自己収入等			
	授業料収益	\triangle 495, 111		
	入学岑収益	\triangle 116, 378		
	検定料収益	\triangle 26, 299		
	受託研究等収益	\triangle 7, 153		
	客附金収益	\triangle 930		
	資産見返運営費交付金等戻入	\triangle 560		
	資産見返寄附金戻入	\triangle 1,837		
	財務収益	\triangle 652		
	雑益	\triangle 38, 719	\triangle 687, 640	
	業務費用合計			1, 446, 343
П	損益外減価償却相当額		200, 144	200, 144
Ħ	引当外退職給付增加見積額			53, 247
N	機会費用 国又は地方公共団体財産の無償又は減額 された使用料による賃借取引の機会費用 地方公共団体出資の機会費用		9	139, 119
>	(控除) 設立団体納付額		ı	1
VI	行政サービス実施コスト		u u	1, 838, 854

金曜日

平成19年10月5日

重要な会計方針

運営費交付金収益及び授業料収入の計上基準 期間進行基準を採用しております。

費用進行基準を採 なお、退職一時金及び特別交付金のうちの特別経費については、 用しております。

減価償却の会計処理方法 $^{\circ}$

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

 $5\sim44$ 年 建物

3~47年 構築物 $1 \sim 14$ 年 工具器具備品 また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第 84)の減価償却相当額に ついては、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

無形固定資産 6

定額法を採用しております。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間

年)に基づいて償却しております。

引当金の計上基準 က

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に 係る引当金は計上しておりません。

地方 独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、 当期増加額を計上しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法 4

評価基準:低価法 たな卸資産 (貯蔵品)

評価方法:最終仕入原価法

- 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法 Ŋ
- (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用 の計算方法

福岡県河川流水占用料等徴収条例を参考に計算しております。

(2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成 19年3月末利回りを参考に 1.65%で計算しております。

5年

第273

一ス取引の会計処理

平成19年10月5日

- リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 消費税の会計処理 \sim

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております

その街 ∞ 利益の処分に関する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満について は切り捨て表示しております。

「貸借対照表」注記 \blacksquare 退職給付引当金の見積額

運営交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、910,720 千円です

- 「キャッシュ・フロー計算書」注記 \exists
- 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳 平成 19年3月31日

現金及び預金

232,939 千円

- 重要な非資金取引の内容 $^{\circ}$
- 当期に福岡県からの現物出資の受入により取得した資産の額は、8,530,220 千円 です。また、当期に県からの譲与により取得した資産の額は、1,548,507 千円、 理物品費及び消耗品の額は 275,397 千円です。 \equiv
 - (2) 当期に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は 54,217 円、債務の額は46,326千円です。
- 当期に受入れた現物寄附の額は、1,837 千円です。
- 注記 「行政サービス実施コスト計算書」 \geq
- (1) 引当外退職給付増加見積額については、福岡県からの派遣職員に係る金額 13,521 千円を含みます。
- (2) 機会費用の内訳

139,109 千円 設立団体に係る額

重要な債務負担行為 >

該当する事項はありません。

重要な後発事象 M

該当する事項はありません。

金曜日

平成19年10月5日

附属明細書

特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。) (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費 (「第84 の明細 (単位:千円)

**************************************	井	- 田米田	北田神田	北田冰小	五十路中	減価償却	減価償却累計額	差引当期末残	甲
压	価	州目 江同		山州(成少 假	州小江同		当期償却額	画	114
	建物	_	_	_		_	_	_	
	構築物	_	771,888	_	771,888	47,517	47, 517	724, 371	注) 2
有形固定資産	工具器具備品	_	227,646	_	227,646	61,009	61,009	166, 636	注) 2
(償却費損益内)	国書	I	649,987	-	649, 987	1	-	649, 987	注) 2
	車両運搬具	I	I	I	ı	I	-	I	
	抽	I	1, 649, 522	I	1, 649, 522	108, 526	108, 526	1, 540, 995	
	建物	7, 086, 740	I	ı	7, 086, 740	200, 144	200, 144	6, 886, 595	(共) 1
有形固定資産 (償却費損益外)	構築物	I	I	I	ı	I	-	I	
	抽	7, 086, 740	I	ı	7, 086, 740	200, 144	200, 144	6, 886, 595	
	平和	1, 443, 480		_	1, 443, 480			1, 443, 480	注) 1
非償却資産	美術品・収蔵品	_	_	_	_	_	_	_	
	+坦	1, 443, 480	_	_	1, 443, 480	_	_	1, 443, 480	
	土地	1, 443, 480	_	_	1, 443, 480	_	_	1, 443, 480	
	建物	7, 086, 740	_	_	7, 086, 740	200, 144	200, 144	6, 886, 595	
	構築物	_	771,888	_	771,888	47,517	47, 517	724, 371	
大罗田宁资群人計	工具器具備品	_	227,646	_	227,646	61,009	61,009	166, 636	
11.00000000000000000000000000000000000	量	_	649, 987	_	649, 987	_	_	649, 987	
	美術品・収蔵品	_	_	_	_	_	_	_	
	車両運搬具	_	_	_	_	_	_	_	
	桿	8, 530, 220	1, 649, 522	_	10, 179, 742	308, 671	308, 671	9, 871, 071	
	ソフトウェア	_	14,007	8,010	5,997	_	_	5,997	注) 2
無形固定資産 (償却費損益内)	電話加入権	_	1, 468	_	1, 468	_	_	1,468	注) 2
	桿	_	15, 476	8,010	7,466	_	_	7, 466	
	長期前払費用	_	_	_	_	_	_	_	
投資その他の資産	その他	1	1	-	-	_	_	-	
	1	ı	I	ı	ı	ı	ı	ı	
	-								

期首残高は、現物出資によるものです。 田) 1

当期増加額のうち、特殊な理由によるものは次のとおりです。 設立団体(福岡県)からの無償譲与 有形固定資産 構築物 771,888千円 工具器具備品 144,409千円 図書 Ø **∄**

14, 007千円 1, 468千円 ソフトウェア 電話加入権 無形固定資産

設立団体(福岡県)から承継したファイナンス・リース取引 有形固定資産 工具器具備品 10,728千円

쁪

Ø

(単位:千円)

(2) たな卸資産の明細

平成19年10月5日

相		注) 1	
早報干品	朔不然同	2,009 注)	2,009
发少額	その他	-	-
当期減少額	払出・振替	393	393
当期增加額	その他		ı
# 解 氘	当期購入・ 製造・振替	2, 403	2, 403
中班米	朔目沈同	-	ı
花	庫 類	貯蔵品	1111111

当期増加額のその他は、設立団体(福岡県)からの無償譲与によるものです。 庶) 1

- (3) 有価証券の明細(3) -1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

投資その他の資産として計上された有価証券 (3) - 2

該当事項はありません。

長期貸付金の明細 (4) 該当事項はありません。

長期借入金の明細 (2) 該当事項はありません。

(6) 引当金の明細 (6)-1 引当金の明細

該当事項はありません。

貸付金等に対する貸倒引当金の明細 (6) - 2

該当事項はありません。

(6)-3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

保証債務の明細 (該当事項はありません。

帮

公

账

資本金及び資本剰余金の明細 8

	-	-	-	•	-	(単位:千円)
	★	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	増産
\$\frac{1}{2}	設立団体(福岡県) 出資金	8, 530, 220	_		8, 530, 220 注)1	注) 1
大	量	8, 530, 220	I	_	8, 530, 220	
	資本剰余金		-	ı		
	無償譲与		1, 468	-	1,468 注)2	注)2
資本剰余金	1 1 1	_	1, 468	_	1, 468	
	損益外減価償却 累 計 額		200, 144	-	200, 144	
	差 引 計	I	▲ 198, 676	I	▲ 198, 676	

- 1 設立団体 (福岡県) からの現物出資によるものです。2 設立団体 (福岡県) からの無償譲与によるものです。
- 注注
- (9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細(9) -1 積立金の明細

該当事項はありません。

目的積立金の取崩しの明細 (9) - 2 該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細(10)-1 運営費交付金債務

(10) 1 库台貝人口亚良物							(単位:千円)
		- 1		当期振替額	替額		
交付年度	期首残高	当 好 付 額 次 4 額	運営費交付金 <u>衛</u> 収 益運	[産 見 返 資本剰余金 [営費交付金	資本剰余金	量小	期末残高
平成18年度	-	1, 105, 865	1, 096, 142	_	-	1, 096, 142	9, 722
∜ □	-	1, 105, 865	1, 096, 142	I	ı	1, 096, 142	9, 722

(10)-2 運営費交付金収益

1, 096, 142	1, 096, 142	提号
172, 028	172, 028	費用進行基準によるもの
924, 114	924, 114	期間進行基準によるもの
合計	18年度交付分	業務等区分
(単位:千円)		(10) 4 伊日男人口思心自

金曜日

 \square

2

平成19年10月

2年

က _

地方公共団体等からの財源措置の明細 -1 施設費の明細

該当事項はありません。

補助金等の明細 -2(11)

ません。

該当事項はあり

役員及び職員の給与の明細 (12)

					(単位:千円、人)
	₹	報酬又は給与	1.給与	退職給付	<u> </u>
	۲ ا	支給額	支給人員	支給額	支給人員
	常勤	42, 907	3	-	I
	非常勤	673	4	1	I
	1 -	43, 580	7	-	I
	常勤	1, 161, 953	130	56, 180	19
教職員	非常勤	27, 616	31	-	1
	11111111	1, 189, 569	161	56, 180	19
	常勤	1, 204, 860	133	56, 180	19
√ □	非常勤	28, 289	35	-	I
	1111111	1, 233, 149	168	56, 180	19

- (注)1. 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡県立大学役員報酬規程に基づき算出されます。2. 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡県立大学職員賃金規程及び公立大学福岡県立大学法人非常勤職員賃金規程とび公立大学福岡県立大学法人非常勤職員賃金規程とび公立大学福岡県立大学法人非常勤職員賃金規程に基づき算出されます。3. 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。3. 役員、教職員の支給人員数を記載しております。4. 報酬又は給与欄には法定福利費(132,244千円)が含まれております。

쁖

K

账

匨

幅

業務費及び一般管理費の明細 (13)

182,742		n N	35, 525 6, 812
34, 253 13, 253 11, 238 13, 188 1, 284 1, 576 1, 576 1, 039 2, 501 1, 039 10, 983 40, 912 10, 983 40, 912 10, 983 40, 912 10, 983 40, 912 10, 983 40, 912 10, 983 40, 912 10, 983 10,	42, 121 1, 730 5, 833 3, 555 115, 797 2, 507 789 979 979 2, 970 2, 970 15, 394 15, 394 1, 630	717 - 4, 021 191 1, 630 2, 297 741 741 741 741 741 741 741 74	3, 078 607 305 238 81 1 1 2, 487
・ ・ 手数 ・ ・ を 繰 を を が を が を が を が を が を が を が を が を	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中 	· ************************************
借購和水烷通貨保修價度/C諸会器與減繳図玄交徵租維工品品週貨費信借守繕害告事会議酬学值化書社際収稅費事品费徵光交運料費保压等费货售費價 本熱通機 險伝 等麥 苅龍 一 能課費費額費 料費 料點 計 點別 ス 額	研経消備印水於通貨保修損広行諸会報減図支雑工经消備印水於通貨保修損広行諸安報其至事其點品副道數信指守維害古事会議酬価書払費事民品數製光交運料費費民宣費費賣、營費」,費費本款通機 險伝 等委却 人	教 守洋備印水旅通貸保修諸会報滅図雑 究起品配道費信告守繕会議酬価書費 支品費製光交運料費費費費。 援費 本熱理數 等委却 経費 等委却 経費	

	(単位	: ↑ ⊞
受託事業費 消耗品費 ド報配費 ド報報本費	1 1	
抗費次通費 通信運搬費 每在汽廠費	1 1 1 1	
	I I	
報酬・委託・手数科図書費	1 1	
メゼリース 料雑費 単単	1 1	ı
役員人件費機製量	33, 477 7, 661	
らた面にす 教員人件費 常勤教員人件費 令戦	4.1.1. 15.0	43, 580
情に 退職給付費用 法確縮利費 - お社 報 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	231, 152 231, 629 56, 180 110, 595 1, 030, 558	
非治期教員人件資 給給 賞与 法定福利費		0
職員人件費 常勤職員給与	1,	050, 783
計算 法定福利費 非常勤職員給与		
首指 首 法 存 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会		
月分 一郎符曲弗	7, 690 I	195, 466
; 自消管印水旅通貨車福保修損広行語。 注耗理刷道費信借而和守滯害告事会 点品物製光交運科然軍費費保宣費費 費品本熱運機、料生 飲店 數費費費 料金 粉費	10, 686 1, 770 12, 725 2619 3, 292 26, 008 4 46, 641 17, 764 860	
か	46, 792 395 55, 288 165 1, 905 1 014	
献 中 一		228, 409

寄附金の明細 (14)

	2	1, 290	台
	2	1, 290	
摘要	件数(件)	当期受入	医 分

受託研究の明細 (12)

(単位:千円)

				. 1
区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
	ı	7, 153	7, 153	
中	-	7, 153	7, 153	_

(16) 共同研究の明細

該当事項はありません。

受託事業等の明細 (11) 該当事項はありません。

(18) 科学研究費補助金の明細

構要					30 \$ 4.0
—————————————————————————————————————	67	12	6	1	24 当額を記載して ³
当期受入	(5, 512) (1, 650)	(16, 500)	(8, 700)	(3, 000)	(33,712) (1,650) 当額を、下段に間接経費相
種目	基盤研究B	基盤研究の	若手研究B	厚生労働省	合計 (33,712) (1,650) 24 注)上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

帮

平成19年10月5日

第2735号

(19)

①現金及び預金

摘要				
金 額	520	206, 523	25, 895	232, 939
区 分	現金	普通預金	その他の預金	合計
	会額 摘	区分 金額 金 6 金 520	区分 金額 衛 金 520 通 預 金 206,523	区分 分 金額 衛 消 百 520 100 消 百 2006,523 200,895 の 他 の 百 の 他 の 百

②資産見返物品受贈額の明細

(単位:千円)

区分	金 額	葡
構築物に係る分	724, 371	
工具器具備品に係る分	94, 577	
図書に係る分	808, 398	
ソフトウェアに係る分	5, 997	
合 計	1, 433, 344	

④ ¥ 8

(単位:千円)	摘 要				
	金 額	47, 733	20, 688	113, 125	181, 547
		曹	産	他	
	区分	中	定資	<i>()</i>	#± <□
		~	囯	2	, ,

30

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則 (昭和29年福岡県公安委員会規則第18号) 第2条第2項 ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第19号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 平成19年9月21日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則 (昭和47年福岡県公安委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号ア中「又は消火活動」を「、消火活動又は災害応急対策」に改め、同号エ(ヴ)中「廃棄物の収集」を「一般廃棄物の収集」に改め、同号エ(エ)を次のように改める。

- (エ) 専ら郵便法 (昭和22年法律第165号) に基づく郵便物の集配又は電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) に基づく電報の配達のために使用中の車両第4条第1項第2号エに次のように加える。
 - (カ) 電信、電話、電気、水道又はガスの緊急工事のために使用中の自動車
 - (キ) 道路及び道路付属物並びに信号機、パーキング・メーター及び道路標識等の 交通安全施設の設置又は維持管理のために使用中の車両
 - (ク) 狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号) に基づく犬の捕獲のために使用中の 車両
- 第4条第1項第2号中工をオとし、ウの次に次のように加える。
- エ 令第14条の2に規定する自動車で、当該用務に使用中のもの第4条第1項第3号に次のように加える。
- ク 次に掲げる者が、現に使用中の車両で、かつ、公安委員会が交付した駐車禁止 除外指定車の標章 (様式第3号の2又は様式第3号の3。他の都道府県公安委員 会の交付に係るもののうち、次の各号のいずれかに該当するものを含む。) を掲 出しているもの (対)にあつては、昼間 (日の出から日没までの時間をいう。) に

限る。)

(ア) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行困難なもの

障害の	区分	障害の級別	
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障害		2級及び3級	
平衡機能障害		3 級	
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由		1級、2級及び3級の1	
体幹不自由		1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	
	移動機能	1級から3級までの各級 (一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	
心臓機能障害		1級及び3級	
じん臓機能障害		1級及び3級	
呼吸器機能障害		1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の根	機能障害	1級及び3級	
小腸機能障害		1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイル 障害	スによる免疫機能	1級から3級までの各級	

(イ) 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行困難なもの

視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (ウ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (対) 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者のうち、色素性乾皮症(児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成17年2月厚生労働省告示第184号)第8表に規定する色素性乾皮症をいう。)の認定を受けているもの

第4条第1項第3号キを削り、同号カ中「駐車可の標章」を「駐車禁止除外指定車の標章」に改め、同号カ(ア)中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同号カ(ウ)中「廃棄物の収集」を「一般廃棄物の収集」に改め、同号カ(中)を(か)とし、同号カ(カ)中「パーキングメーター」を「パーキング・メーター」に改め、同(力)を同号カ(中)とし、同号カ(オ)中「緊急工事に」を「緊急工事のために」に改め、同(力)を同号カ(力)とし、同号カ中(工を(対)とし、(中の次に次のように加える。

(ク) 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲のために使用中の車両第4条第1項第3号カ(ウ)の次に次のように加える。

- (エ) 専ら郵便法に基づく郵便物の集配又は電気通信事業法に基づく電報の配達の ために使用中の車両
- 第4条第1項第3号力に次のように加える。
 - (コ) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) に基づき、患者輸送車又は車いす 移動車として登録を受けた車両で、歩行困難な者の輸送のために使用中のもの
 - (サ) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年法律第82号) に基づく児童の安全 の確認若しくは一時保護又は立入り、調査若しくは質問を行うために使用中の 車両で、緊急やむを得ない理由があるもの
- 第4条第1項第3号中力をキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。
 - オ 令第14条の2に規定する自動車で、当該用務に使用中のもの
- 第4条第1項第3号中工を削り、ウを工とし、イをウとし、アの次に次のように加える。
 - イ 災害救助、人命救助、水防活動、消火活動又は災害応急対策のために使用中の 車両

第4条第1項第4号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第2号及び第3号に規定する標章の交付を受けようとする者(第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては、公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。)のうち、同項第2号オ並びに第3号カ及びキに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を、同項第3号クに規定する標章の交付を受けようとする者にあつては当該標章の交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して標章交付申請書(様式第4号)により公安委員会に申請しなければならない。

第4条第3項中「標章の交付を受けた車両の運転者」を「標章の交付を受けた者」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「標章は、他人に譲渡若しくは貸与し、又は」を「標章は、」に改め、同項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと (第1項第3号クに規定する標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸

与する場合を除く。)。

第4条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える

- 3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする次の各号に掲げる標章の 種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならな い。
- (1) 第1項第2号オ並びに第3号カ及びキに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面 又はその写し
 - ア 当該車両に係る自動車検査証
 - イ 当該車両が第1項第2号オ又は第3号カ若しくはキに掲げる車両のいずれかに 該当することを疎明する書面
- (2) 第1項第3号クに掲げる者に係る標章 次に掲げる書面又はその写し
 - ア 標章の交付を受けようとする者が、第1項第3号クに掲げる者のNずれかに該 当することを疎明する書面
 - イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受けない者にあつては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に規定する登録証明書)
- 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るものが第1項第2号才若しくは第3号キに掲げる車両又は同号クに掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、有効期限を定めて標章を交付しなければならない。 第4条に次の1項を加える。
- 7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速 やかに当該標章 (第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章) を公安委員 会に返納しなければならない。
- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。
- 第6条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「第4条第3項及び

第4項」を「第4条第5項、第6項及び第7項(第3号を除く。)」に、「「公安委員会」とあるのは「警察署長」と」を「、同条第5項第3号中「第1項第3号クに規定する標章」とあるのは「当該標章」と、同条第6項中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と、同条第7項中「当該標章(第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に」とあるのは「当該標章を警察署長に」と、同項第4号中「公安委員会」とあるのは「警察署長」と」に改める。

第7条を次のとおり改める。

(警察署長の行う駐車の許可)

- 第7条 法第45条第1項ただし書の規定により警察署長が行う駐車の許可は、次の各号のいずれにも該当するときに限るものとする。
 - (1) 許可を受けようとする駐車時間が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車 (許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。) により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
 - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 許可を受けようとする駐車の場所が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所 (法第45条第1項各号に掲げる場所 (放置車両となる場合に限る。) 及び法第45条第2項に規定する場所を除く。) であること。
 - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- (3) 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用務であること。
 - ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- (4) 前3号のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場

所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。

- ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- イ アの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 2 法第49条の2第5項の規定により警察署長が行う駐車の許可は、当該車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。
- (1) 許可を受けようとする駐車時間については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (2) 許可を受けようとする駐車の場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - イ 方法については、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。
- (3) 許可を受けようとする駐車の理由に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
 - イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能又は著しく困難と認められる用 務であること。
 - ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。
- (4) 前3号のいずれにも該当する場合において、当該許可を受けようとする駐車の場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能若しくは著しく困難と認められること。
 - ア 重量物又は長大物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつて

は、当該用務先の直近

- イ アの車両以外の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 3 前2項の許可を受けようとする者は、駐車許可申請書 (様式第6号) を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。
- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
- (2) 当該許可を受けようとする駐車の場所及びその周辺の見取図 (建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該許可を受けようとする駐車の場所に印を付したもの)
- (3) 複数の場所に連続して駐車する場合にあつては、当該場所の一覧表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面
- 5 第1項及び第2項の許可は、駐車許可証 (様式第7号) を交付して行うものとする。
- 6 警察署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を 図るため必要な条件を付することができる。
- 7 第5項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者の守るべき事項及び許可証の返納については、第4条第5項、第6項及び第7項(第3号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定により標章」とあるのは「第5項の規定により許可証」と、同項第2号中「標章は」とあるのは「許可証は」と、同項第3号中「標章を」とあるのは「許可証を」と、「貸与しないこと(第1項第3号クに規定する標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。)」とあるのは「貸与しないこと」と、同項第4号中「標章は」とあるのは「許可証は」と、同条第6項中「公安委員会は、標章」とあるのは「警察署長は、許可証」と、「当該標章」とあるのは「当該許可証」と、「当該標章(第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章)を公安委員会に」とあるのは「当該許可証を警察署長に」と、同項第1号及び第2号中「標章」とあるのは「許可証」と、同項第4号中「公安委員会から標章」とあるのは「警察署

長から許可証」と読み替えるものとする。

「様式第3号 駐車可の標章 (第4条関係)

様式第3号の2 駐車禁止除外指定車の標章 (身体障害者使用車) (第4条関係)

様式目次中 様式第3号の3 駐車禁止除外指定車の標章 (療育手帳所持者使用車) (第4条様式関係)

第3号の4 駐車禁止除外指定車の標章 (紫外線要保護者使用車) (第4条関係)」

「様式第3号 駐車禁止除外指定車の標章 (歩行困難者以外) (第4条関係) 様式第3号の2 駐車禁止除外指定車の標章 (身体障害者手帳所持者等) (第4条 を 関係)

様式第3号の3 駐車禁止除外指定車の標章 (小児慢性特定疾患児手帳所持者) (関係)」

に改める。

様式第2号の2から様式第3号の3までを次のように改める。

- ∞
- 1項)
- せん。 もに車 2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できませるの標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とも両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
 4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。
 5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
 6 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかにしてください。
 (1) 有効期限が経過したとき。
 (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
 (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 #6 20 0.0
 - 恒
- 場合は、その指示に従ってください。 納を命ぜられることがあります。 発見し、又は回復した標章)を速やかに返納 400

(1) (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7)

所在地

事業所名

ブゲ 8センチメ

(裏面)

ている道路の部分以外 る駐車禁止規制が行われ、 意式 注字に 福岡県公安委員 |できません。 この標章は、の場所では使用

₹9

- 画 画 \vdash
- のような駐車はできません。 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8) 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第3 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項) 0.00000
- ません。 ともに車 2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できませる この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とも面の前面の見やすい箇所に掲出してください。
 4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。6 次の場合は、この標章 ((3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかにしてください。(1) 有効期限が経過したとき。(3) 再交付を受けた理由がなくなったとき。(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 0.0
- り。 を速やかに返納 てください。 ります。 (章)を速やか 4 5 9

闽

住所又は所在地

氏名又は事業所名

住所

卟

金曜日

П 2

平成19年10月

- 111-8412EI せん。 もに車 y。 を速やかに返納 ている道路の部分以外の場所 导目 2 この標章は、使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できませ、3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともにの前面の見やすい箇所に掲出してください。
4 現場において、警察官の指示があった場合は、その指示に従ってください。
5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。
6 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかにはしてください。
(1) 有効期限が経過したとき。
(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
(3) 再交付を受けた選曲がなくなったとき。 됴 画 # 2 Щ 511条第1¹条第2項) 次のような駐車はできません。 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8) 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項) 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条) 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第2項) 福岡県公安委員会 # 揺 \oplus 导目 海 系介 I 注 意 事 項 よる駐車禁止規制が行われ 田 $\vec{\prec}$ この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 庚 ì (裏面) 衶 センチメ r 別紙のとおり P 糶 Ш (日の出から日没ま \mathbb{K} ∞ Щ (小児慢性特定疾患児手帳所持者) 行 公安委員会に。 ません。 * 運転者の連絡先/用務先 袻 条関係) 女 回回 丛 この標章は、では使用できる 4 끸 账 有効期限 除外時間 禁 号の # 盂 $^{\circ}$ 0.00000恒 様式第 0.0400

囝

金曜日

2

平成19年10月

宮企画 式会、

務部行政組一エン権

381

溜九

様式第3号の4を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の福岡県道路交通法施行細則(以下「旧 駐 停 東 林

規則」という。) 第4条第1項第3号オの規定により交付された駐 車 禁 時間制限駐車区間規

止

止除外指定車の標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、この規則による 制

改正後の福岡県道路交通法施行細則 (以下「新規則」という。) 第4条第1項第3号

註 停 車 禁 止

カの規定により交付された駐 車 禁 止除外指定車の標章とみなす。

時間制限駐車区間規制

- 3 この規則の施行前に旧規則第4条第1項第3号力の規定により交付された駐車可の標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、新規則第4条第1項第3号キの規定により交付された駐車禁止除外指定車の標章とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第4条第1項第3号キの規定により交付された駐車禁止 除外指定車の標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、新規則第4条第1 項第3号クの規定により交付された駐車禁止除外指定車の標章とみなす。
- 5 前項の規定により新規則第4条第1項第3号クの規定による駐車禁止除外指定車の標章とみなされた標章を有する者で、新規則第4条第1項第3号クに掲げる者のいずれにも該当しないものは、当該標章を福岡県公安委員会に提出して、当該標章の有効期限を延長するよう申請することができる。

- 6 福岡県公安委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、当該標章の有効期限を平成22年9月30日と変更した上で、その者に当該標章を返還するものとする。
- 7 この規則の施行の際現に受理している旧規則第4条第1項第3号オ及びカの標章の 交付に係る申請については、新規則第4条第1項第3号カ及びキの標章の交付に係る 申請とみなす。
- 8 この規則の施行の際現に受理している旧規則第4条第1項第3号キの標章の交付に 係る申請の取扱いについては、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。こ の場合において、当該申請に係る標章の有効期限は、平成22年9月30日とする。
- 9 この規則の施行前に旧規則第7条の規定により交付された駐車許可証は、当該許可証の有効期間が経過するまでの間は、新規則第7条の規定により交付された駐車許可証とみなす。
- 10 この規則の施行の日から平成19年9月30日までの間は、新規則第4条第1項の適用については、同項中「郵便物」とあるのは、「通常郵便物」とする。